

附属書一（第二章関係） 第二十条に関する表

第一編 一般的注釈

1 第二十条の規定の適用に当たっては、次編第二節及び第三編第二節の各締約国の表の2欄に掲げる品目について、それぞれの表の4欄に掲げる次の区分及びそれぞれの表の5欄の注釈に定める条件を適用する。

- (a) 表の4欄に「A」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日に撤廃する。
- (b) 表の4欄に「B3」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの四回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (c) 表の4欄に「B5」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (d) 表の4欄に「B7」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日か

ら行われる基準税率から無税までの八回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。

- (e) 表の4欄に「B10」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十一回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (f) 表の4欄に「B15」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、この協定の効力発生の日から行われる基準税率から無税までの十六回の毎年均等な引下げにより、撤廃する。
- (g) 表の4欄に「P」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (h) 日本国の表の4欄に「Q」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、日本国の中の5欄の注釈に定める条件に従う。
- (i) 表の4欄に「R」を掲げた品目に分類される原産品の関税については、表の5欄の注釈に定める条件に従つて交渉する。
- (j) 表の4欄に「X」を掲げた品目に分類される原産品は、関税の撤廃又は引下げに関する約束及び(i)に規定する交渉に関する約束の対象から除外される。

2 この附属書の規定に従つて行われる関税の撤廃又は引下げについては、従価税の場合には、〇・一パーセント未満の端数は、これを四捨五入し（〇・〇五パーセントは、〇・一パーセントとする。）、従量税の場合には、各締約国の公式貨幣単位の〇・〇一未満の端数は、これを四捨五入する（〇・〇〇五は、〇・〇一とする。）。ただし、この2の規定は、統一システムの第〇七〇三・一〇号、第七四〇三・一一号、第七四〇三・一二号及び第七八〇一・一〇号に分類される原産品について課される関税であつて、次編第二節の日本国の中の表の3欄に規定する特定の額と課税価格との差額を用いて算定されるものについては、適用しない。

3 この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従つたものである。

4 この附属書の規定の適用上、「基準税率」とは、次編第二節及び第三編第二節の各締約国の表の3欄に定める税率であつて、専ら関税の撤廃に向けた毎年均等な引下げの開始点となるものをいう。

5 関税の毎年均等な引下げの実施に当たつては、次の規定を適用する。

- (a) 一年目の引下げは、この協定の効力発生の日に行う。
- (b) その後の毎年の引下げは、この編及び次編については毎年四月一日を行い、この編及び第三編につい

ては毎年一月一日に行う。

6 この編及び次編の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

7 この編及び第三編の規定の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の十二月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の一月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

8 関税割当ての実施に当たつては、一年目が十二箇月未満の場合には、次編第一節に規定する一年目の合計割当数量は、残余の完全な月数に比例する数量に減ずる。この8の規定の適用上、同節の関連する規定に特定する単位が適用されることを条件として、一・〇未満の端数は、これを四捨五入する（〇・五は、一・〇とする。）。

第二編

第一節 日本国の表についての注釈

次の1から6までの規定に定める条件は、インドネシアから輸入されるインドネシアの原産品であつて、次節の日本国の表の5欄にこれらの番号を掲げた品目に分類されるものについて適用する。

1 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第一百五十一条に規定する一般的な見直しに際し、第二十条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

2 (a) 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第百五十一条に規定する一般的な見直しに際し、第二十条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(i) 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第百五十一条に規定する一般的な見直しに際し、第二十条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(ii) 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第百五十一条に規定する一般的な見直しに際し、第二十条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(iii) 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第百五十一条に規定する一般的な見直しに際し、第二十条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(iv) 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第百五十一条に規定する一般的な見直しに際し、第二十条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

(b) 両締約国は、別段の合意をする場合を除くほか、第百五十一条に規定する一般的な見直しに際し、第二十条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

175

ら、次のとおりとする。

- 3
(a) 関税割当ては、次の規定に従つて行う。
- (i) 每年四月一日から同年九月三十日までに輸入される原産品については、十・〇パーセント
(ii) 每年十月一日から翌年三月三十一日までに輸入される原産品については、二十・〇パーセント

(i) 一年目から五年目までの合計割当数量は、それぞれ次のとおりとする。

- (A) 一年目については、百メートル・トン
(B) 二年目については、百五十メートル・トン
(C) 三年目については、二百メートル・トン
(D) 四年目については、二百五十メートル・トン
(E) 五年目については、三百メートル・トン

(ii) 枠内税率は、無税とする。

(iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、それぞれの輸出について輸出締約国が発給する証明書に基づき輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

(iv) 両締約国は、五年目において、第二十条2の規定に従つて、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、五年目の合計割当数量を適用する。

(b) 関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から、十七・〇パーセントとする。

4 両締約国は、四年目において、第二十条2の規定に従つて、市場アクセスの条件の改善その他の事項について交渉する。

5 関税率については、この協定の効力発生の日から行われる十五・〇パーセントから十三・〇パーセントまでの六回の毎年均等な引下げにより、削減する。

6 (a) 関税割当ては、次の規定に従つて行う。

- (i) 一年目から五年目までの合計割当数量は、毎年二万五千メートル・トンとする。
- (ii) 枠内税率は、三・四パーセントとする。
- (iii) (i)及び(ii)の規定の適用上、関税割当ては、輸入締約国が発給する関税割当ての証明書により行う。

輸入締約国は、関税割当制度を運用するものとし、合計割当数量の配分については、輸入締約国がこれを行う。

(iv) 両締約国は、五年目において、第二十条2の規定に従つて、その後の合計割当数量について交渉する。交渉の結果、両締約国間で合意が得られない場合には、合意が得られるまでの間、(i)に規定する合計割当数量を適用する。

(b) 関税割当ての下で輸入される原産品以外の原産品に適用する関税率は、この協定の効力発生の日から行われる十七・〇パーセントから十二・〇パーセントまでの八回の毎年均等な引下げにより、削減する。

第二節 日本国の表

第一類	関税率表番号	1
動物（生きているものに限る。）		
	品名	2
	基準税率	3
	区分	4
	注釈	5

○一・○一
○一○一・一○

馬、ろ馬、ら馬及びヒニー（生きているものに限る。）
純粹種の繁殖用のもの

馬

サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アンゴロアラブ種又はアラブ系種の馬（以下この項において「軽種馬」という。）以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）

その他のもの

ろ馬、ら馬及びヒニー

その他のもの

馬

軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの
その他のもの

軽種馬（競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。）

その他のもの

ろ馬、ら馬及びヒニー

牛（生きているものに限る。）

○一・○一

A X A A A X A A

		○一〇一・一〇	純粹種の繁殖用のもの
		○一〇一・九〇	その他もの
	水牛	○一・〇三	その他もの
	豚（生きているものに限る。）	○一〇三・一〇	純粹種の繁殖用のもの
	その他もの	○一〇三・九一	一頭の重量が五〇キログラム未満のもの
	豚（生きているものに限る。）	○一〇三・九二	一頭の重量が五〇キログラム以上のもの
	羊及びやぎ（生きているものに限る。）	○一・〇四	家きん（鶏（ガルルス・ドメステイクス）、あひる、がちよう、七面鳥及びほろほろ鳥
	で、生きているものに限る。）	○一・〇五	で、生きているものに限る。）
	その他の動物（生きているものに限る。）	○一・〇六	その他の動物（生きているものに限る。）
第二類	肉及び食用のくず肉	○二・〇一	牛の肉（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
	牛の肉（冷凍したものに限る。）	○二・〇二	豚の肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
	生鮮のもの及び冷蔵したもの	○二・〇三	生鮮のもの及び冷蔵したものの
	枝肉及び半丸枝肉	○一〇三・一一	枝肉及び半丸枝肉
X X	A A	A X X	A X A A

○一〇三・一二	いのししのもの その他のもの
○一〇三・一九	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他のもの
○一〇三・一一	その他もの その他もの 冷凍したもの
○一〇三・一三	枝肉及び半丸枝肉 いのししのもの その他もの
○一〇三・一九	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。） いのししのもの その他もの その他もの いのししのもの その他もの
○二・〇四	羊又はやぎの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○一〇五・〇〇	馬、ろ馬、ら馬又はヒニーの肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）

A A X A	X A	X A	X A	X A
---------	-----	-----	-----	-----

○一・〇六	食用のくず肉（牛、豚、羊、やぎ、馬、ろ馬、ら馬又はヒニーのもので、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○一〇六・一〇	牛のもの（生鮮のもの及び冷蔵したるものに限る。）
○一〇六・一一	牛のもの（冷凍したものに限る。）
○一〇六・一二	舌
○一〇六・一三	肝臓
○一〇六・一九	その他のもの
○一〇六・三〇	豚のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○一〇六・三一	いのししのもの
○一〇六・四一	豚のもの（冷凍したものに限る。）
○一〇六・四九	その他のもの
○一〇六・八〇	いのししのもの
○一〇六・九〇	その他のもの
○一・〇七	その他のもの
○一・〇六・八〇	その他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）
○一・〇六・九〇	その他のもの（冷凍したものに限る。）
○一・〇七	肉及び食用のくず肉で、第一・〇五項の家きんのもの（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷

A	A	X	A	X	A	X	A	X	X	X	X
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○一〇七・一 ○一〇七・二 ○一〇七・三	○一〇七・一 ○一〇七・二 ○一〇七・三	○一〇七・一 ○一〇七・二 ○一〇七・四
----------------------------	----------------------------	----------------------------

凍したものに限る。)

鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの

分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割してないもの（冷凍したものに限る。）

分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

肝臓

その他のもの

七面鳥のもの

分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割してないもの（冷凍したものに限る。）

分割したもの及びくずのもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

分割したもの及びくずのもの（冷凍したものに限る。）

あひる、がちよう又はほろほろ鳥のもの

分割していないもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

あひるのもの

その他のもの

分割していないもの（冷凍したものに限る。）

脂肪質の肝臓（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

其他のもの（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）

九
・
六
%

A A A B 7	A A A A	X A	X X X
--------------	---------	-----	-------

○一〇七・三六	あひるのもの その他のもの
○一・〇八	その他の肉及び食用のくず肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限る。）
○一〇九・〇〇	家きんの脂肪及び豚の筋肉層のない脂肪（溶出その他の方で抽出してないもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）
○一・一〇	肉及び食用のくず肉（塩蔵し、塩水漬けし、乾燥し又はくん製したものに限る。）並びに肉又はくず肉の食用の粉及びミール
○一一〇・一一	豚の肉
○一一〇・一二	骨付きのもも肉及び肩肉並びにこれらを分割したもの（骨付きのものに限る。）並びにばら肉及びこれを分割したもの
○一一〇・一九	その他のもの
○一一〇・二〇	牛の肉
○一一〇・九一	その他のもの（肉又はくず肉の食用の粉及びミールを含む。）
○一一〇・九二	鯨、イルカ及びネズミイルカ（くじら目）のもの並びにマナティー及びジュゴン（海牛目）のもの
○一一〇・九三	爬虫類（へび及びかめを含む。）のもの
○一一〇・九九	その他のもの

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカブテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他もの

魚（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフィレその他魚肉を除く。）

さけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オントコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

その他のもの

ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）

X X

X

R X

○三〇一・一一	ハリバット（レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ
○三〇一・一二	スス及びヒポグロスス・ステノレビス）
○三〇一・一三	プレイス（プレウロネクテス・プラテスサ）
○三〇一・一九	ソール（ソレア属のもの）
○三〇一・二一	その他のもの
○三〇一・二三	まぐろ（トウヌス属のもの）及びかつお（エウティヌス（カツオヌス）・ペラミス）
○三〇一・二九	（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇一・三一	びんながまぐろ（トウヌス・アラルンガ）
○三〇一・三二	きはだまぐろ（トウヌス・アルバカラス）
○三〇一・三三	かつお
○三〇一・三四	めばちまぐろ（トウヌス・オベスス）
○三〇一・三五	くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）
○三〇一・三六	みなみまぐろ（トウヌス・マツコイイ）
○三〇一・三九	その他のもの
○三〇一・四〇	にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇一・五〇	コツド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇一・六一	その他の魚（肝臓、卵及びしらこを除く。）
○三〇一・六二	いわし（スプラトゥス・スプラトゥス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディ

X	X	R	R	R	R	R	R	R	B	B	B	B
									5	5	5	5
1	1	1	1	1	1	1	1	1				

ノブス属又はサルディネルラ属のもの)

サルディノブス属のもの

その他のもの

ハドック (メラノグラムス・アイグレフィヌス)

コールフィッシュ (ポルラキウス・ヴィレンス)

さば (スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベ

ル・ヤボニクス)

さめ

うなぎ (アングイルラ属のもの)

その他のもの

にしん (クルペア属のもの)、たら (ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)、ぶり (セリオーラ属のもの)、さば (スコムベル属のもの)、いわし (エトルメウス属又はエングラウリス属のもの)、あじ (トラクルス属又はデカプテルス属のもの) 及びさんま (コロラビス属のもの)

その他のもの

バラクータ (かます科又はくろたちかます科のもの)、キングクリップ及び

たい

その他のもの

かじき

ふぐ

三・
五
%

B
5

X A

X

三・
五
%

B
5

R X

三・
五
%

B
5 B
5 B
5 X

1

その他のもの

○二(○一・七〇)

肝臓、卵及びしらこ

にしん（クルペア属のもの）の卵

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵

その他のもの

○三・○三

魚（冷凍したものに限るものとし、第○三・○四項の魚のフイレその他魚肉を除く。）

太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュルス。

肝臓、卵及びしらこを除く。）

○三(○三・一一

ベニざけ（オンコルヒュンクス・ネルカ）

○三(○三・一九

その他のもの

その他のさけ科のもの（肝臓、卵及びしらこを除く。）

○三(○三・一二

ます（サルモ・トルタ、オンコルヒュンクス・ミキス、オンコルヒュンクス・クラルキ、オンコルヒュンクス・アグアボニタ、オンコルヒュンクス・ギラエ、オンコルヒュンクス・アパケ及びオンコルヒュンクス・クリソガステル）

○三(○三・一二

大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）

○三(○三・一九

その他のもの

ひらめ・かれい類（かれい科、ひらめ科、うしのした科、ささうしのした科、スコフタルミダエ科又はこけびらめ科のもの。肝臓、卵及びしらこを除く。）

五・六%

X	X	X	X	X	R	B	R
					1	5	1

○11[○11・三一	
○11[○三・三三	スス及びヒポグロスス・ステノレビス)
○11[○三・三三	プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)
○11[○三・三九	ソール(ソレア属のもの)

ハリバット(レインハルドティウス・ヒポグロソイデス、ヒポグロスス・ヒポグロ
スス及びヒポグロスス・ステノレビス)
プレイス(プレウロネクテス・プラテスサ)
ソール(ソレア属のもの)
その他のもの

まぐろ(トウヌス属のもの)及びかつお(エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス)

(肝臓、卵及びしらこを除く。)

びんながまぐろ(トウヌス・アラルンガ)
きはだまぐろ(トウヌス・アルバカラス)

かつお

めばちまぐろ(トウヌス・オベスス)

くろまぐろ(トウヌス・ティヌス)

みなみまぐろ(トウヌス・マツコイイ)

その他のもの

にしん(クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスイイ。肝臓、卵及びしらこを除く。)

コッド(ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス。肝

臓、卵及びしらこを除く。)

その他の魚(肝臓、卵及びしらこを除く。)

いわし(スプラトウス・スプラトウス、サルディナ・ピルカルドウス及びサルディ

X	X	R	R	R	R	R	R	R	B	B	B	B
		1	1	1	1	1	1	1	5	5	5	5
		1	1	1	1	1	1	1				

○三〇三・七二	ハドック（メラノグラムス・アイグレフィヌス）	ノブス属又はサルディネルラ属のもの
○三〇三・七三	コールフィッシュ（ポルラキウス・ヴィレンス）	サルディノブス属のもの
○三〇三・七四	さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤボニクス）	その他のもの
○三〇三・七五	さめ	
○三〇三・七六	うなぎ（アングイルラ属のもの）	
○三〇三・七七	シーバス（ディケントラルクス・ラブラクス及びディケントラルクス・パンクタトウス）	
○三〇三・七八	ヘイク（メルルシウス属又はウロフュキス属のもの）	
○三〇三・七九	メルルシウス属のもの ウロフュキス属のもの	
その他もの	その他もの	
にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属又はテラグラ属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）		
その他もの		

	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%	三・五%
X	B 5	X	B 5	B 5	R X	B 5 B 5 B 5 X

バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、た
い及びししゃも

その他のもの

かじき及びめろ（ディソステイクス属のもの）

ふぐ、めぬけ類（セバステス属のものに限る。）及びぎんだら

その他のもの

肝臓、卵及びしらこ

にしん（クルペア属のもの）の卵

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵

その他のもの

魚のフィレその他の魚肉（生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したものに限るものとし、細
かく切り刻んであるかないかを問わない。）

生鮮のもの及び冷蔵したもの

フィレ

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウ
ス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、
いわし（エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの）、
あじ（トラクルス属又はデカープテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属の
もの）

その他のもの

		四 %			三・五 %		
R	X	R	X	B 5	R	B 5	A
1		1			1		

その他のもの

にしん（ケルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他のもの

バラクーダ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ及び

たい

その他のもの

冷凍したファイル

にしん（ケルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノブス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

その他のもの

まぐろ（トウヌス属のもの）

かじき及びめろ（ディソステイクス属のもの）

その他のもの

○一一〇四・九〇

三
・
五
%

B
5

1

R A

X

1

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディノップス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）その他もの

バラクーダ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、たい及びししゃもさめ

その他のもの

くろまぐろ（トウヌス・ティヌス）、さわら及びみなみまぐろ（トウヌス・マッコイイ）

いとより（すり身のものに限る。）

その他のもの

○三・○五

魚（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）、くん製した魚（くん製する前に又はくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

魚の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

○一〇五・一〇
○二〇五・二〇

魚の肝臓、卵及びしらこ（乾燥し、くん製し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）にしん（クルペア属のもの）の卵（こんぶかずのこを除く。）

さけ科のものの卵

八 四 %		三 五 %					
R	B 7	X	B 5	X	R	A	X
1			1	1			

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）の卵

こんぶかずのこ

その他のもの

○三〇五・三〇
魚のフィレ（乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、くん製したもの
を除く。）

さけ科のもの

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウ
ス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、
いわし（エトルメウス属、サルディノップス属又はエングラウリス属のもの）、
あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属の
もの）

その他のもの

くん製した魚（フィレを含む。）

○三〇五・四一
太平洋さけ（オンコルヒュンクス・ネルカ、オンコルヒュンクス・ゴルブスカ、オ
ンコルヒュンクス・ケタ、オンコルヒュンクス・トスカウイットスカ、オンコルヒュ
ンクス・キストク、オンコルヒュンクス・マソウ及びオンコルヒュンクス・ロデュ
ルス）、大西洋さけ（サルモ・サラル）及びドナウさけ（フコ・フコ）
にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・バラスイイ）

その他のもの

○三〇五・四二
○三〇五・四九

一〇
%

A B X
7 7

X

一〇
%

B X
7 7

一〇
%

B X
7 7

乾燥した魚（塩蔵してあるかないかを問わないものとし、くん製したものと除く。）

コツド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケフアルス）

その他のもの

その他のもの

にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属、サルディイノプス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロ

ラビス属のもの)

その他のもの

塩蔵した魚（乾燥し又はくん製したもの除外。）及び塩水漬けした魚

にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・バラスイイ

コツド（ガドウス・モルア、ガドウス・オガク及びガドウス・マクロケファルス）

かたくちいわし（エングラウリス属のもの）

その他のもの

甲殻類（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、蒸気又は水煮による調理をした殻付きの甲殻類（冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものであるかないかを問わない。）並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適す

X X X X R X X X

1

○三〇六・一一	るものに限る。)
○三〇六・一二	冷凍したもの
○三〇六・一三	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）
○三〇六・一四	ロブスター（ホマルス属のもの）
○三〇六・一九	シユリンプ及びプローン
○三〇六・一一	かに
○三〇六・一一	その他もの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）
○三〇六・一一	えび
○三〇六・一一	その他もの
○三〇六・一一	冷凍してないもの
○三〇六・一一	いせえびその他のいせえび科のえび（パリヌルス属、パヌリルス属又はヤスス属のもの）
○三〇六・一一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇六・一一	その他もの
○三〇六・一一	ロブスター（ホマルス属のもの）
○三〇六・一一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇六・一一	その他のもの
○三〇六・一一	シユリンプ及びプローン

四 %	四 %	七 %				
B 5	A	B 5	A	B 7	A	R A A A
						1

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

その他のもの

○三〇六・一四

○三〇六・一九

かに

其他のもの（甲殻類の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

えび

その他ものの
えび

その他もの

○三一・〇七

軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、水棲無脊椎動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けしたものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）並びに水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）

○三一〇七・一〇

かき

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの

その他のもの

スキヤロップ（ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの。いたや貝を

一〇 五 %	一〇 % B 7	四 % B 5	七 % B 7	A	R	B 5	A
1					1		

○三〇七・二一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの い貝（ミュティルス属又はペルナ属のもの）
○三〇七・二九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他もの
○三〇七・三一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他もの
○三〇七・三九	冷凍したもの その他のもの
○三〇七・五一	いか（セピア・オフィキナリス、ロシア・マクロソマ及びセピオラ属、オムマストリ フェス属、ロリゴ属、ノトトダルス属又はセピオティウチス属のもの）
○三〇七・四一	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの
○三〇七・四九	その他もの たこ（オクトapus属のもの）
○三〇七・五九	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの その他もの 冷凍したもの かたつむりその他の巻貝（海棲のものを除く。）
○三〇七・六〇	生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し又は冷凍したもの その他もの

一〇 % B 7	一〇 % B 7	一〇 % B 7	一〇 % X 7	一〇 % R 7	一〇 % R 7	一〇 % X X
			X X	R	R	X X
				1	1	

その他のもの（水棲無脊椎動物（甲殻類を除く。）の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）

生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵したもの

水棲無脊椎動物（生きているものに限るものとし、甲殻類及び軟体動物を除く。）

貝柱及びいか

その他のもの

はまぐり

その他のもの

赤貝（生きているものに限る。）、うに及びくらげ

あわび

その他のもの

あさり及びしじみ

その他のもの

軟体動物

その他のもの

その他のもの

冷凍したもの

貝柱及びいか

うに、くらげ及びなまこ

七 %		七 %	
X	B 7	X	R
R	R	B 7	R
		1	1
			1

○四・○一 第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品 ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものを除く）								

うに及びくらげ
その他のもの
その他のもの
はまぐり
その他のもの
あわび、あさり及びしじみ
その他のもの
その他のもの
貝柱及びいか
うに、くらげ及びなまこ
うに及びくらげ
その他のもの
その他のもの
はまぐり（塩蔵し又は塩水漬けしたものに限る。）
その他のもの
はまぐり（乾燥したものに限る。）
その他のもの

	九 %	五 ・ 三 %	七 %					七 %
X	B 7	B 5	R 7	X	X	R	R	R 7
			1		1	1	1	

○四・○一							
○四〇一・一〇							
○四〇一・二一							
○四〇一・二九							
○四〇一・九一							
○四〇一・九九							
○四・○三							

く。)

ミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）

粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%以下のものに限る。）

粉状、粒状その他の固形状のもの（脂肪分が全重量の一・五%を超えるものに限る。）

砂糖その他の甘味料を加えてないもの

その他もの

砂糖その他の甘味料を加えてないもの

脂肪分が全重量の七・五%を超えるもの

加圧容器入りにしたホイップドクリーム

その他もの

その他もの

その他もの

脂肪分が全重量の八%を超えるもの

加圧容器入りにしたホイップドクリーム

その他もの

その他もの

バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又是酸性化したミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その

X X R	X X R	X X X	X
1	1		

○四〇三・一〇 ヨーグルト	他の甘味料、香味料、果実、ナツト若しくはココアを加えてあるかないかを問わない。) 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナツトをえたもの(フローレンヨーグルトを除く。) その他もの
○四〇三・九〇 その他もの	ホエイ(濃縮若しくは乾燥をしてあるかないか又は砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。)及びミルクの天然の組成分から成る物品(砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。) ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド
○四・〇四 チーズ及びカード	殻付きの鳥卵(生鮮のもの及び保存に適する処理又は加熱による調理をしたものに限る。)
○四・〇五 ○四・〇六 ○四・〇七・〇〇 ○四・〇八 ○四・〇八 ○四・〇八 ○四〇八・一一 卵黄 乾燥したもの	ふ化用のもの その他もの その他もの 殻付きでない鳥卵及び卵黄(生鮮のもの及び乾燥、蒸氣又は水煮による調理、成型、冷凍その他保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあ るかないかを問わない。)

一八・八%
B
15

R	A	R	X	X	X	R	X
1		1			1		

○四〇八・一九	その他もの						
○四〇八・九一	その他もの						
○四〇八・九九	乾燥したもの						
○四〇九・	その他もの						
○四一〇	その他もの						
○四〇〇	天然はちみつ						
食用の動物性生産品 (他の項に該当するものを除く。)							
率)	量税率	率より低いときは、当該従量税	八円の従量税	ラムにつき四	率が一キログ	二〇% (その	
当該従量税	（その率が一キログラムにつき五一円の従量税率より低いときは、当該従量税	二一・三%	B 15	B 15	B 15		
A R							
1							

			第五類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
		第六類		生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉
	第七類			生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉
○七・〇一				生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉
○七〇二・〇〇				生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉
○七・〇三				生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉
○七〇三・一〇				生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉
	食用の野菜、根及び塊茎 ばれいしょ（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） トマト（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。） たまねぎ、シャロット、にんにく、リーキその他のねぎ属の野菜（生鮮のもの及び冷蔵 したものに限る。） たまねぎ及びシャロット たまねぎ			生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉
	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭以下のもの			生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉
いときは、當 価率より高 いときは、當 価率より高	一キログラム につき、課税 価格と七三円 七〇銭との差 額（その率が 八・五%の従 価税率より高 いときは、當 価率より高	三 %		生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び 装飾用の葉
	B 15	B 5	A	A

	課税価格が一キログラムにつき七三円七〇銭を超えるもの		
	シャロット	にんにく	
○七〇三・二〇			
○七〇三・九〇			
○七・〇四			
○七・〇五			
○七・〇六			
○七〇七・〇〇			
○七・〇八			
○七・〇九			
○七〇九・一〇			
○七〇九・二〇			
○七〇九・三〇			
なす			
その他の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
アーティチョーク			
アスパラガス			
キヤベツ、カリフラワー、コールラバー、ケールその他これらに類するあぶらな属の食用の野菜（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
レタス（ラクトウカ・サティヴァ）及びチコリー（キコリウム属のもの）（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
にんじん、かぶ、サラダ用のビート、サルシファイ、セルリアク、大根その他これらに類する食用の根（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
きゅうり及びガーキン（生鮮のもの及び冷蔵したものに限る。）			
豆（生鮮のもの及び冷蔵したものに限るものとし、さやを除いてあるかないかを問わない。）			
三%			
B 5	A A	A A A	A A B 5

○七〇九・四〇	セルリー（セルリアクを除く。）
○七〇九・五一	きのこ及びトリフ
○七〇九・五二	きのこ（はらたけ属のもの）
○七〇九・五九	トリフ
○七〇九・六〇	その他のもの
○七〇九・七〇	しいたけ
○七〇九・九〇	その他のもの
○七一〇・一〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実
○七一〇・一二	ほうれん草、つるな及びやまほうれん草
○七一〇・一二	その他のもの
○七一〇・一二	スイートコーン
○七一〇・一〇	その他のもの
○七一〇・一〇	冷凍野菜（調理してないもの及び蒸氣又は水煮による調理をしたものに限る。）
豆（さやを除いてあるかないかを問わない。）	ぱれいしょ
えんどう（ピスマ・サティヴム）	
ささげ属又はいんげんまめ属の豆	
その他のもの	
えだ豆	
その他もの	

八 ・ 五 % B 7	八 ・ 六 % B 5	八 ・ 五 % B 7	八 ・ 五 % B 7	六 % A 5	三 % A 5	A X	A A	A

○七 一 〇 ・ 三 〇	○七 一 〇 ・ 四 〇	○七 一 〇 ・ 八 〇	○七 一 〇 ・ 九 〇	○七 一 〇 ・ 九 〇	○七 一 〇 ・ 九 〇	○七 一 〇 ・ 九 〇	○七 一 〇 ・ 九 〇	○七 一 〇 ・ 九 〇
ほうれん草、つるな及びやまほうれん草	スイートコーン	その他の野菜	ごぼう	その他もの	野菜を混合したもの	スイートコーンを主成分とするもの	その他もの	一時的な保存に適する処理をした野菜（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）
オリーブ	ケーパー	きゅうり及びガーキン	きのこ及びトリフ	きのこ（はらたけ属のもの）	その他のもの	その他のもの	その他の野菜及び野菜を混合したもの	その他の野菜及び野菜を混合したもの（一個の重量が二〇グラム以下のものに限る。）、らっきょう及びわらび
なす								

六 %	九 %	九 %	七 ・ 五 %	一 〇 ・ 六 %	六 %	六 %	一 〇 ・ 六 %	六 %
B 15	A 7	B 7	B 7	A	B 5	B 7	B 5	B 10

らつきよう及びわらび

その他のもの

ごぼう

その他のもの

なす

その他のもの

○七・一二
○七一二・一〇

乾燥野菜（全形のもの及び切り、碎き又は粉状にしたものに限るものとし、更に調製したもの）を除く。）

たまねぎ
リフ

○七一二・三二

きのこ（はらたけ属のもの）

○七一二・三三

きくらげ（きくらげ属のもの）

○七一二・三三

白きくらげ（白きくらげ属のもの）

○七一二・三九

その他のもの

しいたけ

その他のもの

○七一二・九〇

その他の野菜及び野菜を混合したものの

スイートコーン

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する

は

A	X	A	A	B	九 %	九 %	B	九 %	九 %	B	一 二 %	B	六 %
				7			15			7	15	10	5

るようにしたもの

その他のもの

その他のもの
ばれいしょ（切つてあるかないかを問わないものとし、更に調製したもの）を除く。）

その他のもの

たけのこ

その他のもの

乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）

えんどう（ピスマ・サティイヴム）

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようとしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

ひよこ豆

ささげ属又はいんげんまめ属の豆

○七 一三 ・ 二〇	○七 一三 ・ 一〇	○七 一三 ・ 一三	一キログラム につき九円
ささげ属又はいんげんまめ属の豆	ひよこ豆	その他のもの 乾燥した豆（さやを除いたものに限るものとし、皮を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	一〇%
その他のもの えんどう（ピスマ・サティイヴム）	その他のもの 薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようとしたもの	七・五%	一キログラム につき九円
その他のもの 播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの	その他のもの その他のもの	九% B 7	A 5
A X A	A	B 7	B 10

○七一三・三一
○七一三・三三
○七一三・三三

緑豆（ヴィイグナ・ムンゴ及びヴィイグナ・ラジアタ）

小豆（ファセオルス・アングラリス又はヴィイグナ・アングラリス）

いんげん豆（ファセオルス・ヴルガリス）

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

○七一三・三九

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

その他のもの

ひら豆

そら豆（ヴィイキア・ファバ変種マヨル、ヴィイキア・ファバ変種エクイナ及びヴィイキア・ファバ変種ミノル）

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する

A X A A X A A X A

ようにしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

その他のもの

薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようとしたもの

その他のもの

播種用のもの（野菜栽培用のものに限る。）である旨が政令で定めるところにより証明されたもの

その他のもの

カツサバ芋、アロールート、サレップ、菊芋、かんしょその他これらに類するでん粉又はイヌリンを多量に含有する根及び塊茎（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切ってあるかないか又はペレット状にしてあるかないかを問わない。）並びにサゴやしの髓

○七一四・一〇

カツサバ芋

冷凍したもの

飼料用のもの

注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

A

X A

A

X A

A

○八・○一	ココやしの実、ブラジルナット及びカシューナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）
○八・○二	その他のナット（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、殻又は皮を除いてあるかないかを問わない。）
○八○一・一	アーモンド
○八○一・一二	殻付きのもの
○八○一・一三	殻を除いたもの
○八○一・一四	ヘーゼルナット（コリユルス属のもの）
○八○一・一五	殻付きのもの
○八○一・一六	殻を除いたもの
○八○一・一七	くるみ
○八○一・一八	殻付きのもの
○八○一・一九	殻を除いたもの
○八○一・二〇	くり（カスタネア属のもの）
○八○一・二一	ピスタチオナット
○八○一・二二	その他もの
○八○一・二三	びんろう子、マカダミアナット及びペカン
○八○一・二四	その他もの
○八○一・二五	バナナ（プランテインを含むものとし、生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八○三・○〇	生鮮のもの

	一二%		九・六%		一〇%		一〇%		
Q	B	A	A	B	B	B	A	A	A
	10			15	10	10			

○八・○四	乾燥したもの
○八〇四・一〇	なつめやしの実、いちじく、パイナップル、アボカドー、グアバ、マンゴー及びマンゴスチン（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）
○八〇四・一〇	なつめやしの実 いちじく
○八〇四・三〇	パイナップル
○八〇四・四〇	生鮮のもの
○八〇四・五〇	一個の重量が九〇〇グラム未満のもの（全形のもので皮を除いてないものに限るものとし、冠芽があるかないかを問わない。）
○八・○五	その他のもの
○八〇五・一〇	乾燥したもの アボカドー グアバ、マンゴー及びマンゴスチン かんきつ類の果実（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。） オレンジ
○八〇五・二〇	毎年六月一日から同年一一月三〇日までに輸入されるもの 毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの マンダリン、タンジェリーン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、UILKIN グその他これらに類するかんきつ類の交雑種 グレープフルーツ
○八〇五・四〇	

一〇 %	一七 %	三二 %	一六 %	A	A	X	X	Q	B 10	A 15	B 15	A 15	三 %

○八〇五・五〇
○八〇五・九〇

レモン（キトルス・リモン及びキトルス・リモヌム）及びライム（キトルス・アウラ
ンティフオリア及びキトルス・ラティフオリア）

その他のもの

ライム（キトルス・アウランティフオリア及びキトルス・ラティフオリアを除
く。）

その他のもの

ぶどう（生鮮のもの及び乾燥したものに限る。）

○八・〇六
○八〇六・一〇

生鮮のもの

毎年三月一日から同年一〇月三一日までに輸入されるもの

○八〇六・二〇

乾燥したもの

○八〇七・一〇

パパイヤ及びメロン（すいかを含む。）（生鮮のものに限る。）

○八〇七・一一

メロン（すいかを含む。）
すいか

○八〇七・一九

パパイヤ

○八〇七・二〇

その他のもの

○八・〇八

りんご、なし及びマルメロ（生鮮のものに限る。）

○八・〇八

りんご

○八・〇八・一〇

なし及びマルメロ

○八・〇九

あんず、さくらんぼ、桃（ネクタリンを含む。）、プラム及びスロー（生鮮のものに限

四 八 % ・ 八 %	一 七 % ・ 一 七 %	六 % ・ 六 %	六 % ・ 六 %	A B 7 10	A B 7 10	B B 7 10	A A 15	A A

九		六						八					
一	•		•		•		•		•		•		•
二	六		四		六		五		六		六		六
%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
B	B	B	A	A	B	A	A	A	B	B	B	B	B
10	7	5		7					5	7	7	7	7

○八一一・二〇
○八一一・九〇

ラズベリー、ブラツクベリー、桑の実、ローガンベリー、ブラツクカラント、ホワイトカラント、レッドカラント及びグレーズベリー

その他のもの

砂糖を加えたもの

パイナップル

ベリー

サワーチェリー

桃及びなし

その他のもの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チエリモア、サントル、シユガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッショングルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ

その他のもの

その他のもの

パイナップル

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チエリモア、サントル、シユガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パッショングルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ、レイシ、ベリー及びカムカ

	X	B 10	B 10	一 二 %	六 %	七 %	六 ・ 九 %	A X	A
							B 7	B 10	

○八・二

○八一二・一〇
○八一二・九〇

ム
桃及びなし
その他のもの

一時的な保存に適する処理をした果実及びナット（例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、そのままの状態では食用に適しないものに限る。）

さくらんぼ

その他もの

バナナ

オレンジ

毎年六月一日から同年一月三〇日までに輸入されるもの

毎年一二月一日から翌年五月三一日までに輸入されるもの

グレープフルーツ

その他もの

レモン及びライム（保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたもの

を除く。）

くり

その他もの

パパイヤ、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリングビ、チャンベダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンズ、サポテ、チェリ

九 ・ 六 %	一〇 %	一六 %	三三 %	一七 %	一二 %	七 %
B 15	A	B 10	B 15	B 15	R	B 10

モア、サントル、シユガーアップル、マンゴー、カスターアップル、パツ
ショーフルーツ、ランソム、マンゴスチン、サワーサップ及びレイシ
マンダリン、タンジェリン及びうんしゅうみかん並びにクレメンタイン、
ウイルキングその他これらに類するかんきつ類の交雑種

その他のもの

乾燥果実（第〇八・〇一項から第〇八・〇六項までのものを除く。）及びこの類のナツ
ト又は乾燥果実を混合したもの

あんず
ブルーン
りんご

その他の果実

ベリー、パパイヤ、ポポー、ドリアン、ビリングビ、チャンペダ、ナンカ、パンの
実、ランブータン、ジヤンボ、レンズ、サボテ、チエリモア、シユガーアップ
ル、カスターアップル、パッショングフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ
及びサントル

その他のもの

この類のナツト又は乾燥果実を混合したもの

ナツト又は乾燥果実の単一成分の含有量が全重量の五〇%を超えるもの（くり、
くるみ、ピスタチオナツト、第〇八〇二・九〇号のナツト（びんろう子及びマカ
ダミアナツトを除く。）又は第〇八一三・一〇号から第〇八一三・四〇号までの

○八一三・五〇	○八一三・四〇	○八一三・三〇	○八一三・二〇	○八一三・一〇	○八一三	○八・一三
---------	---------	---------	---------	---------	------	-------

九 %	九 %	九 %	一 二 %	一 七 %	六 %
B 7	A	B 7	A 7	B 10	B 10

			○八一四・○〇	乾燥果実のいずれかを含むものを除く。) その他のもの
○九〇一・一〇	○九〇一・二一	○九〇一・一二	○九〇一・一二	第九類 かんきつ類の果皮及びメロン（すいかを含む。）の皮（生鮮のもの及び冷凍し、乾燥し又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたものに限る。）
○九〇一・一〇	○九〇一・二二	○九〇一・一二	○九〇一・一二	コーヒー、茶、マテ及び香辛料 コーヒー（いつてあるかないか又はカフェインを除いてあるかないかを問わない。）、コーヒードの殻及び皮並びにコーヒーを含有するコーヒー代用物（コーヒーの含有量のいかんを問わない。） コーヒー（いつたものを除く。） カフェインを除いてないもの カフェインを除いたもの コーヒー（いつたものに限る。） カフェインを除いてないもの カフェインを除いたもの その他もの 茶（香味を付けてあるかないかを問わない。） 緑茶（発酵していないもので、正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
一七 %	A R R	A A		六 %
B 15			A	B 10 A
	1 1			

○九〇一・一〇	その他の緑茶（発酵していないものに限る。） くず（飲用に適するものを除く。）
○九〇一・三〇	紅茶及び部分的に発酵した茶（正味重量が三キログラム以下の直接包装にしたものに限る。）
○九〇二・四〇	紅茶
○九〇三・〇〇	その他のもの
○九〇三・〇〇	その他の紅茶及び部分的に発酵した茶 くず（飲用に適するものを除く。）
○九〇四・〇〇	その他のもの
○九〇五・〇〇	マテ
○九〇六・〇〇	とうがらし属又はピメンタ属の果実（乾燥し、破碎し又は粉碎したものに限る。）及び こしょう属のペッパー
○九〇七・〇〇	けい皮及びシンナモンツリーの花 丁子（果実、花及び花梗に限る。）
○九〇八・〇〇	バニラ豆
○九〇九・〇〇	肉ずく、肉ずく花及びカルダモン類 アニス、大ういきょう、ういきょう、コリアンダー、クミン又はカラウエイの種及び

	一七 %	一七 %	一七 %	一七 %
	六 %	一七 %	一七 %	一七 %
A	A	A	B	B
	A	A	10	15

○九 一〇 ・ ○五	○九 一〇 ・ 九九	○九 一〇 ・ 五〇	○九 一〇 ・ 三〇	○九 一〇 ・ 二〇	○九 一〇 ・ 一〇								
第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類 第一〇類	穀物 小麦及びメスリン ライ麦 大麦及び裸麦 オート どうもろこし	この類の注1(b)の混合物 その他の香辛料 月けい樹の葉及びタイム カレー うこん サフラン その他もの	の 鹽水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により一時的な保存に適する処理をしたも しょが、サフラン、うこん、タイム、月けい樹の葉、カレーその他の香辛料 しょが	ジユニ・パー・ベリー									
A X A X	A A	B 7	A	A	A	A	A	B 7	A	九 %	三・六 %		

一〇〇五・一〇	播種用のもの
一〇〇五・九〇	その他のもの 爆裂種のもの（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに限る。）
一〇・〇六	その他のもの 飼料用のもの
一〇〇七・〇〇	注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。
一〇・〇八	その他のもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの
一〇〇八・一〇	その他のもの 米
一〇〇八・一〇	そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物
一〇〇八・二〇	グレーンソルガム
一〇〇八・三〇	そば
一〇〇八・九〇	薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する ようにしたもの その他のもの ミレット カナリーシード その他の穀物
一〇〇八・九〇	（例えれば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適する

九
%

A	A	B	A	A	X	X	R	A	A	A
		7								
							1			

一一一 〇三・ 一九	一一一 〇三・ 一三	一一一 〇一・ 九〇	一一一 〇一・ 三〇	一一一 〇一・ 二〇	一一一 〇一・ 一〇	一一一 〇一・ 〇〇	一一一 〇一・ 〇二	第一一類
大麦、裸麦、ライ小麦又は米のもの	小麦のもの	とうもろこしのもの	米粉	とうもろこし粉	ライ麦粉	穀粉（小麦粉及びメスリン粉を除く。）	小麦粉及びメスリン粉	加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	ひき割り穀物及び穀物のミール	大麦粉、裸麦粉及びライ小麦粉	その他のもの	その他のもの	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン	ライ小麦	ようとしたもの その他のもの
X	R	X	B 10	X	X	B 10	X	A X A
1								

一一〇四・一三三	一一〇四・一三二	一一〇四・一九	一一〇四・一二	一一〇四・一九	一一〇四	一一〇三・一一〇	一一〇三・一一〇
オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	ペレット	ペレット
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの	小麦、米、大麦、裸麦又はライ小麦のもの
とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	オートのもの	オートのもの
オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）	他の加工穀物（例えば、殻を除き、ロールにかけ、フレーク状にし、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの。第一〇・〇六項の米を除く。）及び穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	オートのもの	オートのもの
オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	その他の穀物のもの	その他の穀物のもの
その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの	小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの
その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	その他の穀物のもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの
とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	オートのもの	オートのもの
オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	オートのもの	その他の穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）	その他の穀物（例えば、殻を除き、真珠形にとう精し、薄く切り又は粗くひいたもの）
とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	とうもろこしのもの	オートのもの	オートのもの

六 %	八 • 五 %	二 • 三 %	六 %	八 • 五 %	二 • 三 %	六 %	八 • 五 %
B 10	B 10	B 10	X	B 10	B 10	B 10	X

コーンフレークの製造に使用するもの

その他のもの

一一〇四・二九

小麦、ライ小麦、米、大麦又は裸麦のもの

その他のもの

一一〇四・三〇

穀物の胚芽（全形のもの及びロールにかけ、フレーク状にし又はひいたものに限る。）
ばれいしょの粉、ミール、フレーク、粒及びペレット

一一・〇五

乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）、サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇

一一・〇六

乾燥した豆（第〇七・一三項のものに限る。）
サゴやし又は根若しくは塊茎（第〇七・一四項のものに限る。）のもの

一一〇六・一〇

カツサバ芋のもの

飼料用のもの

注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの
第八類の物品のもの

一一〇六・三〇

バナナのもの

飼料用のもの

注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

一六・二%
一八%

一七%

一一〇%

一一〇

X

B
15

X

B
10

X

B
10

A X A X B X B

一一・三%

A
15

第一二類	第一〇九・〇〇	第一・〇八	第一・〇七	麦芽（いつてあるかないかを問わない。）	その他もの	一五 %	一五 %
採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物	大豆（割つてあるかないかを問わない。）	落花生（いつてないものその他の加熱による調理をしてないものに限るものとし、殻を除いてあるかないか又は割つてあるかないかを問わない。）	第一〇一・〇〇	第一・〇一	第一〇一・一〇	第一〇一・一〇	第一〇一・一〇
採油用のもの	採油用のもの	採油用のもの	採油用のもの	注 税関当局の監督の下で採油用の原料として使用するものに限る。	その他のもの	殻を除いたもの（割つてあるかないかを問わない。）	その他のもの
A X	A X	A	A			X X X B 10	B 10

一二〇四・〇〇	亜麻の種（割つてあるかないかを問わない。）
一二・〇五	菜種（割つてあるかないかを問わない。）
一二〇六・〇〇	ひまわりの種（割つてあるかないかを問わない。）
一二・〇七	その他の採油用の種及び果実（割つてあるかないかを問わない。）
一二・〇八	採油用の種又は果実の粉及びミール（マスターDの粉及びミールを除く。）
一二・〇九	播種用の種、果実及び胞子
一二・一〇	ホップ（生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、粉碎し、粉状に又はペレット状にしたものであるかないかを問わない。）及びルプリン
一二・一一	主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）
一二・一二	海草その他の藻類、ローカストビーン、てん菜及びさとうきび（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、粉碎してあるかないかを問わない。）並びに主として食用に供する果実の核及び仁その他の植物性生産品（チコリー（キコリウム・インテュブス変種サティヴム）の根でいってないものを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）
一二・一二・一〇	ローカストビーン（種を含む。）
一二・一二・一二〇	海草その他の藻類
	食用の海草その他の藻類（生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限る。）

A	A	A	A	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---

長方形（正方形を含む。）の紙状に抄製したもので、一枚の面積が四三〇平方センチメートル以下のもの

その他のもの

あまのり属のもの及びこれを交えたもの

その他のもの

ひじき（ヒジキア・フスイフオルミス）

その他のもの

その他のもの

ふのり属、あまのり属、あおのり属、ひとえぐさ属、ところこんぶ属又はこん

ぶ属のもの

ふのり属のもの

その他のもの

その他のもの

あんず、桃（ネクタリンを含む。）又はプラムの核及び仁

その他のもの

てん菜

その他のもの

こんにゃく芋（アモルフォファルス）（切り、乾燥し又は粉状にしたものであ

るかないかを問わない。）

その他のもの

				三・五 %				八 %		
A	X	A	A	B 5	A		X	B 7	X	X

一二一三・〇〇	穀物のわら及び殻（切り、粉碎し、圧縮し又はペレット状にしたものであるかないかを問わないものとし、調製したものを除く。）			
一二・一四	ルタバガ、飼料用のビートその他の飼料用の根菜類、飼料用の乾草、ルーサン（アルファルファ）、クローバー、セインホイン、飼料用のケール、ルーピン、ベツチその他これらに類する飼料用植物（ペレット状にしてあるかないかを問わない。）			
第一三類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス			
一二・〇一	ラック、天然ガム、樹脂、ガムレジン及びオレオレジン（例えば、バルサム）			
一二・〇二	植物性の液汁及びエキス、ペクチン質、ペクチニン酸塩、ペクチン酸塩並びに寒天その他植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。）			
一二〇一・一	植物性の液汁及びエキス			
一二〇一・一二	生あへん			
一二〇一・一三	甘草のもの			
一二〇一・一四	ホップのもの			
一二〇一・一九	除虫菊のもの及びロテノンを含有する植物の根のもの 除虫菊エキス			
その他もの	その他もの			
飲料のもと	飲料のもと			
植物性の一種類の原料から得たもの	植物性の一種類の原料から得たもの			
一〇% 10	六% 5			
B	A	B	A	A

一三〇一・一〇 植物性原料から得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） 寒天	ペクチン質、ペクチニン酸塩及びペクチン酸塩 その他もの	一三〇一・三一 ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） その他もの	一三〇一・三九 ローカストビーン若しくはその種又はグアーシードから得た粘質物及びシックナー（変性させてあるかないかを問わない。） その他もの
第一四類 一四・〇一 一四〇一・一〇 一四〇一・二〇 一四〇一・九〇 竹とう その他もの いぐさ、七島い（キュペルス・テゲティフオルミス）及び莞草（キュペルス・エクサルタトウス） その他もの	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品 主として組物に使用する植物性材料（例えば、穀物のわらで清浄にし、漂白し又は染色したもの、竹、とう、あし、いぐさ、オージア、ラフィア及びライム樹皮）	一キログラムにつき一一二円 八・五% A B 7 A A A A R	A A B 5 A A R

一四〇一・〇〇	主として詰物として使用する植物性材料（例えば、カポック、ベジタブルヘア及びイルグラス。支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるかないかを問わない。）				
一四〇三・〇〇	主としてほうき又はブラシに使用する植物性材料（例えば、ほうきもろこし、ピアツサバ、カウチグラス及びメキシカンファイバー。束ねてあるかないかを問わない。）				
一四・〇四	植物性生産品（他の項に該当するものを除く。）				
第一五類					
一五〇一・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろ				
	う				
	豚脂（ラードを含む。）及び家きん脂（第〇二・〇九項又は第一五・〇三項のものを除く。）				
	豚脂				
	酸価が一・三を超えるもの				
	その他のもの				
一五〇一・〇〇	牛、羊又はやぎの脂肪（第一五・〇三項のものを除く。）				
一五〇三・〇〇	ラードステアリン、ラード油、オレオステアリン、オレオ油及びタロー油（乳化、混合				
一五・〇四	その他の調製をしてないものに限る。）				
	魚又は海棲哺乳動物の油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）				
六 ・ 四 %					
A	A	B	R	A	A
		7			A
	1				

一五〇四・一〇	魚の肝油及びその分別物	七% (その率)	ムにつき四円	が一キログラ	ム	ときは、当該	従量税率より低い	二〇錢の従量
一五〇四・二〇	魚の油脂及びその分別物（肝油を除く。）							
一五〇四・三〇	海棲哺乳動物の油脂及びその分別物							
一五〇五・〇〇	その他もの							
一五〇五・〇〇	ウールグリース及びこれから得た脂肪性物質（ラノリンを含む。）							
一五〇六・〇〇	その他の動物性油脂及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
一五・〇七	大豆油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあらかじめを問わない。）							
一五・〇八	落花生油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
一五・〇九	オリーブ油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）							
A	R	R	B 7	A	B 7	A	従量税率	
1		1						1

一五・一〇・〇〇	オリーブのみから得たその他の油及びその分別物（第一五・〇九項の油及びその分別物を混合したものを含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一一	パーム油及びその分別物（化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一二	ひまわり油、サフラワー油及び綿実油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一二・一	ひまわり油及びサフラワー油並びにこれらの分別物
一五・一二・二	粗油
一五・一二・三	綿実油及びその分別物
一五・一二・四	粗油（ゴシポールを除いてあるかないかを問わない。）
一五・一二・五	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの
一五・一二・六	その他のもの
一五・一二・七	輸出用の魚又は貝類の缶詰の製造に使用するもの
一五・一二・八	その他のもの
一五・一二・九	やし（コプラ）油、パーム核油及びババストリ油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）
一五・一三	菜種油及びからし油並びにこれらの分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物
一五・一四	

A	R	A	R	A	R	R	A	A
1			1		1	1		

に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。)

その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）

亜麻仁油及びその分別物

粗油

一五・一九

一五一五・一九

一五一五・二一

一五一五・二九

一五一五・三〇

一五一五・三〇
ひまし油及びその分別物

一五一五・四〇
桐油及びその分別物

一五一五・五〇
ごま油及びその分別物

一五一五・二九〇
その他のもの

一五一五・二九〇
オイチシカ油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物

物

その他のもの

酸価が〇・六を超えるもの

米油及びその分別物

その他のもの

その他のもの

R	X	A	R	A	A	R	R	R	R	R
1			1		1	1	1	1	1	1

米油及びその分別物

その他のもの

一五・一六 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インター
エステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあ
るかなかを問わず、更に調製したものを除く。）

一五・一七 マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分
別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及
びその分別物を除く。）

一五・一〇 マーガリン（液状マーガリンを除く。）

一五・一七・九〇 その他もの

動物性油脂又はその分別物の混合物（その他の調製をしたものと除く。）

離型油

その他もの

一五・一八・〇〇 動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込み又は
真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限る
ものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性
油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限る
ものとし、他の項に該当するものを除く。）

一五・一〇・〇〇 グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液

一五・二一 植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、みつろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製

六・四
二・九
%

A A	R B 7	B 5	R	A	R X
1		1		1	

第一六類	一五二一・〇〇	一五二一・一〇	一五二一・九〇	一五二一・〇〇	一五二一・〇〇	一五二一・〇〇
一六〇一・〇〇	その他ものみつろう	植物性ろう	その他のもの	その他ものみつろう	してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)	してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。)
一六・〇二	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物
一六〇二・一〇	びこれらの物品をもととした調製食料品	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血	均質調製品	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
一六〇二・一二	動物の肝臓のもの	牛又は豚のもの	牛又は豚のもの	牛又は豚のもの	その他のもの	その他のもの
一六〇一・三一	第七〇一・〇五項の家きんのもの 七面鳥のもの	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。） その他のもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの
X A R X X R	1	1	1	A A R A		

一六〇一・三三

鶏（ガルルス・ドメステイクス）のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

一六〇一・三九

その他のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

豚のもの

もも肉及びこれを分割したもの

肩肉及びこれを分割したもの

その他のもの（混合物を含む。）

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

一六〇一・五〇

牛のもの

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

六
%

A	X	A	X	X	B	X	A	R	X	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

牛の臓器及び舌のもの

その他のもの

牛の肉及びくず肉（臓器及び舌を除く。）の含有量の合計が全重量の三〇%

未満のもの

その他のもの

調味した後に乾燥したもの

その他のもの

その他のもの（動物の血の調製品を含む。）

腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）

その他のもの

牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの

その他のもの

一六〇三・〇〇
肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物のエキス及びジュース

肉のエキス及びジュース

その他のもの

一六・〇四
魚（調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。）、キヤビア及び魚卵から調製したキヤビア代用物

魚（全形のもの及び断片状のものに限るものとし、細かく切り刻んだものを除く。）

さけ

にしん

一六〇四・一一

一六〇四・一二

六
・
四
%

R R

B
7 X

R X

A

X R

X X

1 1

1

1

一六〇四・一三
一六〇四・一四
一六〇四・一五
一六〇四・一六
一六〇四・一九

いわし
まぐろ、はがつお（サルダ属のもの）及びかつお
さば
かたくちいわし
その他のもの
うなぎ

節類

その他のもの

一六〇四・一〇

その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚

卵

にしん（クルペア属のもの）又はたら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの

にしん（クルペア属のもの）のもの
気密容器入りのもの

その他のもの

たら（ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）のもの

その他のもの
その他のもの

キヤビア及びその代用物

一六〇四・三〇

イクラ

六 ・ 四 %				九 ・ 一 一 六 %				七 ・ 二 %				
R	R	B	R	B	B	B	X	R	R	X	R	
5			7	7				7				
1	1	1					1		1	1	1	

一六〇五・九〇	くん製したもの	その他もの	かに	甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物（調製し又は保存に適する処理をしたもののに限る。）
一六〇五・四〇	えび	米を含むもの	氣密容器入りのもの（くん製したものと除く。）	
一六〇五・三〇	ロブスター	その他のもの		
一六〇五・一〇	シユリンプ及びプローン	米を含むもの		
一六〇五・一〇	くん製したもの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵	その他のもの		

七 ・ 一 % B 7	R	R	A	X	A	R	X	R	B 5
	1	1				1		1	

第一七類	第一七類	第一七類	第一七類	第一七類	第一七類	第一七類
一七・〇一	一七・〇二	一七・〇一	一七・〇二	一七・〇一	一七・〇二	一七・〇一
甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。）	その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。）	その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。）	その他の糖類（化学的に純粹な乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を含むものとし、固体のものに限る。）、糖水（香味料又は着色料を加えてないものに限る。）、人造はちみつ（天然はちみつを混合してあるかないかを問わない。）及びカラメル	甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粹なしょ糖（固体のものに限る。）
乳糖及び乳糖水	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	乳糖及び乳糖水	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	乳糖及び乳糖水	無水乳糖として計算した乳糖の含有量が乾燥状態において全重量の九九%以上のもの	乳糖及び乳糖水
いか及びくらげ いか	なまこ及びうに その他もの	あわび、帆立貝及びその他の軟体動物のもの その他もの	あわび、帆立貝及びその他の軟体動物のもの その他もの	なまこ及びうに その他もの	くらげ いか	いか及びくらげ その他もの
六・四%	八%	七・二%	八%	七・二%	八%	六・四%
A A	X	B 7	R	R	B 7	X
		1		1		1

一七〇一・一〇

一七〇一・三〇

一七〇一・四〇

一七〇一・五〇

一七〇一・六〇

一七〇一・九〇

かえで糖及びかえで糖水

ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖を含有しないもの及び果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%未満のものに限る。）

ぶどう糖及びぶどう糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の二〇%以上五〇%未満のものに限るものとし、転化糖を除く。）

果糖（化学的に純粹なものに限る。）

その他の果糖及び果糖水（果糖の含有量が乾燥状態において全重量の五〇%を超えるものに限るものとし、転化糖を除く。）

その他のもの（転化糖並びにその他の糖類及び糖水の混合物で果糖を乾燥状態において全重量の五〇%含有するものを含む。）

砂糖、砂糖水、人造はちみつ及びカラメル

ハイ・テスト・モラセス

グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五一リボヌクレオチド及びその塩その他の政令で定める物品の製造に使用するもの

その他のもの

その他のもの

香味料又は着色料を加えたもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

二
%

X	X	X	B 5	X	X	A	X	X	X
---	---	---	--------	---	---	---	---	---	---

ソルボース

その他のもの

一七〇三・一〇

糖みつ（砂糖の抽出又は精製の際に生ずるものに限る。）
甘しや糖みつ

グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五一リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

その他のもの

飼料用のもの

注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

その他のもの

グルタミン酸及びその塩、酵母、リジン、五一リボヌクレオチド及びその塩その他政令で定める物品の製造に使用するもの

その他のもの

飼料用のもの

注 税関当局の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。

その他のもの

砂糖菓子（ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。）
チューインガム（砂糖で覆つてあるかないかを問わない。）

その他のもの

一七〇四
一七〇四・一〇
一七〇四・九〇

一一一
%

一一一
%

X B 10

B 5

X

A

B 5

%

A

X

X

X

X

X

X

ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）

その他もの

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他もの

その他のもの（塊状、板状又は棒状のものに限る。）

一八〇六・三一

一八〇六・三

チヨコレート菓子

その他のもの

石糸をかぶす。

一八〇六·九〇

チョコレート菓子

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココア粉の含有量が全重量の一〇%未満のものに限る。）

X	R	X	X	X	R	X	R	X	X
1					1		1		

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上もの（加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

第一九類

一九・〇一

穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の四〇%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあっては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の五%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

一九〇一・一〇

育児食用の調製品（小売用にしたものに限る。）

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

X	X	X	R	X	X
			1		

その他のもの

一九〇一・二〇

第一九・〇五項のベーカリー製品製造用の混合物及び練り生地

殼粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、米菓生地（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）及び第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限る。）

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

一九〇一・九〇

殼粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の八五%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び育児食用又は食餌療法用のものを除く。）、第〇

一一・三
%

X B
15

X R X X

四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及びもち、だんごその他これらに類する米産品（育児食用又は食餌療法用のものを除く。）

その他のもの

第〇四・〇一項から第〇四・〇四項までの物品の調製食料品

砂糖を加えたもの

その他もの

麦芽エキス

その他もの

一九・〇二

スペゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニヨッキ、ラビオリ、カネローニその他パスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクース（調製してあるかないかを問わない。）

一九〇三・〇〇
一九・〇四

タピオカ及びでん粉から製造したタピオカ代用物（フレーク状、粒状、真珠形、ふるいかす状その他これらに類する形状のものに限る。）

穀物又は穀物產品を膨張させて又はいつて得た調製食料品（例えば、コーンフレーク）並びに粒状又はフレーク状の穀物（どうもろこしを除く。）及びその他の加工穀物（粉、ひき割り穀物及びミールを除く。）であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたものの（他の項に該当するものを除く。）

九・六%

X	B 7	X	X	R	R	X	X
---	--------	---	---	---	---	---	---

1 1

一九・〇五

パン、ペーストリ、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウェハー、ライスペーバーその他これらに類する物品

一九〇五・一〇

クリスピブレッド

ジンジャーブレッドその他これに類する物品

スイートビスケット、ワッフル及びウエハー

一九〇五・三一
一九〇五・三三

スイートビスケット

ワッフル及びウエハー

一九〇五・四〇

ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品

一九〇五・九〇
その他もの

パン、乾パンその他これらに類するベーカリー製品（砂糖、はちみつ、卵、脂

肪、チーズ又は果実を加えたものを除く。）

聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウェハー、ライスペーパーその他これらに類する物品

その他もの

砂糖を加えたもの

あられ、せんべいその他これらに類する米菓、ビスケット、クッキー及びク

ラッカー

主としてばれいしょの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたもの

九
%

B
15

X

X

X

R

P

X

R

R

1 5

1 1

二〇・一							
二〇〇一・一〇							
二〇〇一・九〇							
ヤングコーンコブ							
スイートコーン							
ヤングコーンコブ							
その他のもの							
その他のもの							
パパイア、ポポー、アボカドー、グアバ、ドリアン、ビリンビ、チャンペダ、 ナンカ、パンの実、ランブータン、ジヤンボ、レンズ、サボテ、チエリモア、 サントル、シユガーアップル、カスターアップル、パッショングルーツ、ラン ソム、サワーサップ、レイシ、マンゴー及びマンゴスチン							
スイートコーン							
ヤングコーンコブ							
その他のもの							
その他のもの							
調製し又は保存に適する処理をしたトマト（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適す る処理をしたもの）							
トマト（全形のもの及び断片状のものに限る。）							
その他のもの							
砂糖を加えたもの							
その他のもの							
トマトピューレー及びトマトペースト							

	一 三 四 %	七 ・ 六 %	九 %	九 %	七 ・ 五 %		一 六 ・ 八 %	一 〇 ・ 五 %
X	B 15	B 15	B 10	R	B 10	B 7	A	B 10

その他のもの

一一〇・〇三

調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの）を除く。）

一一〇〇三・一〇

きのこ（はらたけ属のもの）

砂糖を加えたもの

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

フレンチマッシュルーム

その他のもの

一一〇〇三・一〇

トリフ

その他のもの

一一〇〇三・九〇

トリフ

その他のもの

一一〇〇三・四

トリフ

その他のもの

一一〇〇四・一〇

トリフ

単に加熱による調理をしたもの

その他のもの

マッシュルーム

七・六%

%

B
15

一三・六%

%

B
10

A

一 A A A A

%

B
10

A

八・五%

%

B
15

一三・六%

%

B
10

二〇〇四・九〇

その他のもの

その他の野菜及び野菜を混合したもの
砂糖を加えたもの

スイートコーン

その他のもの

その他のもの

アスパラガス及び豆

アスパラガス

豆

たけのこ

スイートコーン

ヤングコーンコブ

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

二〇・〇五

二〇〇五・一〇

調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍してないものに限るものとし、
食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたもの及び第二〇・〇六項の物品
を除く。）

均質調製野菜
砂糖を加えたもの

一六・八%	九%	一五%	九%	七・五%	一三・六%	一七%	一〇・五%	九%
B 15	B 7	B 10	B 10	B 7	B 10	X 15	R B 7	B 15

その他のもの
ばれいしょ

マッシュポテト及びポテトフレーク

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限
る。）

その他のもの

えんどう（ピスム・サティイヴム）

砂糖を加えたもの

その他のもの

氣密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限
る。）

さや付きのもの

その他のもの

その他のもの

さや付きのもの

その他のもの

さきげ属又はいんげんまめ属の豆
さやを除いた豆

砂糖を加えたもの

六 八 %	九 九 %	七 五 %	九 六 %	九 九 %	三 六 %	九 十 %
B 10	B 7	B 10	B 10	X	B 7	B 10

気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉
又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）

その他のもの

一一〇〇五・五九

その他のもの
砂糖を加えたもの

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限
る。）

その他のもの

一一〇〇五・六〇

アスピラガス

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限
る。）

その他のもの

一一〇〇五・七〇

オリーブ

スイートコーン（ゼア・マユス変種サカラタ）

砂糖を加えたもの

その他のもの

一一〇〇五・九〇

その他の野菜及び野菜を混合したもの
砂糖を加えたもの

一 四 ・ 九 %	一 二 %	一 六 %	九 ・ 六 %	一 四 %
B 7	B 10	A 10	B 7	X X B 10

豆（さや付きのものを除く。）

気密容器入りのもの（トマトピューレーその他のトマトの調製品及び豚の肉
又はラードその他の豚脂を含有するものに限る。）

その他のもの

その他のもの

その他のもの

たけのこ

ヤングコーンコブ

気密容器入りのもの

その他のもの

豆（さや付きのものを除く。）

サワークラウト

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに
限る。）

にんにくの粉

その他のもの

その他のもの

にんにくの粉

その他のもの

九 % 九 %	八 % 八 %	九 • 六 %	九 • 六 %	九 % 九 %	一 五 %	九 % 九 %	一 三 • 六 %	一 四 %
B 7	B 15	B 10	B 15	B 10	X 10	B 10	B 10	X X B 10

一一〇〇六・〇〇

砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分（ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。）
マロングラッセ

その他のもの

一一〇・〇七

ジャム、フルーツゼリー、マーマレード、果実又はナットのピューレー及び果実又はナットのペースト（加熱調理をして得られたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

一一〇〇七・一〇

均質調製果実

砂糖を加えたもの

その他のもの

かんきつ類の果実

ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード

砂糖を加えたもの

その他のもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

一一〇〇七・九九

一一〇〇七・九一

その他のもの

かんきつ類の果実

ジャム、フルーツゼリー及びマーマレード

砂糖を加えたもの

その他のもの

フルーツピューレー及びフルーツペースト

その他のもの

ジャム及びフルーツゼリー

砂糖を加えたもの

その他のもの

一 六 ・ 八 %	一 二 %	一 一 %	二 一 ・ 三 %	三 四 %	二 二 ・ 六 %
B 10	B 15	R 10	B 15	B 15	B 10
		1	1		15

二〇・〇八

二〇〇八・一一

果実、ナットその他植物の食用の部分（その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。）

ナット、落花生その他の種（これらを相互に混合してあるかないかを問わない。）

落花生

その他のもの

砂糖を加えたもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの

ピーナツバター

その他のもの

その他のもの（混合したものと含む。）

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他のもの

カシュー・ナット及びその他のいつたナット

その他のもの

パルプ状のもの

一
六
・
八
%
五
·
五
%

一
〇
·
五
%
五
%

一
〇
%
%

一
二
%
%

A	B	B	B	X	B	X	B	R
15	7	10		7		10		

1

その他のもの

アーモンド（いったものに限る。）、マカダミアナット、ペカン（いったものに限る。）及びカシューナット
ココヤシの実、ブラジルナット、パラダイスナット及びヘーゼルナット
ぎんなん

その他のもの

いつたもの
その他のもの

一〇〇八・一〇

一〇〇八・三〇

かんきつ類の果実
なし

パイナップル

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

一〇 五 %	一 八 %	二 三 %	五 一 %	R	X	B 10	A	B 10	B 7	A

二〇〇八・七〇	二〇〇八・六〇	二〇〇八・五〇
桃 (ネクタリンを含む。)	さくらんぼ	あんず
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの
パルプ状のもの	パルプ状のもの	パルプ状のもの
その他もの	その他もの	その他もの
砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの	砂糖を加えたもの
パルプ状のもの	パルプ状のもの	パルプ状のもの
その他もの	その他もの	その他もの
その他ものの 他のもの	その他ものの 他のもの	その他ものの 他のもの
氣密容器入りのもの	氣密容器入りのもの	氣密容器入りのもの

二 九 • 八 %	二 一 • 三 %	六 %	一 二 • 一 %	一 五 • 十 %	六 %	一 五 • 十 %	五 • 四 %	九 • 七 %	七 • 五 %	一 二 • 一 %
B 15	B 15	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10

容器とともに一個の重量が一キログラム以上のもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

その他のもの

気密容器入りのもの

その他のもの

ストロベリー

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

その他のもの

その他のもの

パルプ状のもの

その他のもの

パームハート

その他もの（混合したもの（第二〇〇八・一九号のものを除く。）を含む。）

二〇〇八
二〇〇八・九
二二一

二〇〇八・八〇

混合したもの

七 五 %	一 二 %	一 五 %	一 二 %	一 二 %	九 六 %	六 七 %	一 〇 七 %	八 五 %	一 三 四 %	六 八 %	六 七 %
B 10	B 10	B 10	B 7	B 15	B 7	B 7	B 10	B 10	B 10	B 7	B 7

ミックステッドフルーツ、フルーツサラダ及びフルーツカクテル

砂糖を加えたもの

その他のもの

その他のもの

その他のもの

梅

その他のもの

砂糖を加えたもの

パルプ状のもの

バナナ及びアボカドー

その他のもの

その他のもの

ベリー、ブルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴ

スチン

その他のもの

ドリアン、ランブータン、パッショントフルーツ、レイシ及びごれんし

その他のもの

パルプ状のもの

バナナ、アボカドー、ブルーン、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン

七 ・ 五 %	一 六 ・ 八 %	七 %	五 ・ 五 %	二 九 ・ 八 %	一 〇 ・ 五 %	一 一 %	六 %
B 10	B 15	B 10	B 7	B 15	B 10	B 10	R A B 5

カムカム

その他のもの

ブルーン、バナナ、アボカドー、マンゴー、グアバ及びマンゴスチン
さといも（冷凍したものに限る。）

その他のもの

ドリアン、ランブータン、パッションフルーツ、レイシ、ごれんし、
爆裂種のとうもろこし（通常の気圧の下で加熱により爆裂するものに
限る。）及びカムカム

かんしょ（単に蒸氣又は水煮による加熱をした後、乾燥したもので、
全形のもの及び断片状のものに限る。）

その他のもの

果実又は野菜のジュース（ぶどう搾汁を含み、発酵しておらず、かつ、アルコールを加
えてないものに限るものとし、砂糖その他の甘味料を加えてあるかないかを問わない。）

オレンジジュース

冷凍したもの

冷凍してないもの（ブリックス値が二〇以下のものに限る。）

その他のもの

グレープフルーツジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

二〇〇九・一二
二〇〇九・一九
二〇〇九・一一
二〇〇九・一二
二〇〇九・一九
二〇〇九・一二

一一・三
%

一〇
%

一一・三
%

B
7

B
15

A

A

一一
%
一一
%
B
10
B
15

R	R	R	R	B	B	A	B	A
1	1	1	1	10	15		7	15

二〇〇九・一九

二〇〇九・三一

その他のもの

その他のかんきつ類の果実のジュース（二以上の果実から得たものを除く。）
ブリックス値が二〇以下のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

レモンジュース

ライムジュース

その他のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

レモンジュース

ライムジュース

その他のもの

その他のもの

パイナップルジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

二〇〇九・四一

X	R	R	B	B	R	R	R	B	B	R	R
			10	5				10	5		
	1	1			1	1	1			1	1

一一〇〇九・四九

一一〇〇九・五〇

一一〇〇九・六一

その他のもの

トマトジュース

ぶどうジュース（ぶどう搾汁を含む。）

ブリックス値が三〇以下のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のも

の

その他のもの

その他のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

一一三
%

一九
•
一
%

率)
当該従量税

低いときは、
従量税率より

二九
•
八
%

（その率が一
キログラムに

つき二三円の
従量税率より

一一三
%

B
15

X X

その他のもの

二九・八〇
二九・七九
二九・七一
二九・八〇

その他のもの

しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

りんごジュース

ブリックス値が二〇以下のもの

その他のもの

その他の果実又は野菜のジュース（二以上の果実又は野菜から得たものを除く。）

果汁

砂糖を加えたもの

しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの

その他のもの

二九・八〇 二九・七九 二九・七一 二九・八〇	一九・一% 二五・五% B B 15 15	当該従量税 率) R R B B 15 15	二九・八% (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より 低いときは、 当該従量税 B 15
	1 1		

一一〇〇九・九〇

（その率が一
キログラムに
つき二三円の
従量税率より
低いときは、
当該従量税
率）

その他のもの
しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの
ブルーンジュース
その他のもの
その他のもの
野菜ジュース
砂糖を加えたもの
その他のもの
その他のもの
気密容器入りのもの
その他のもの
混合果汁
混合野菜ジュース

	七 ・ 二 %	七 ・ 六 %	八 ・ 一 %	二 五 ・ 五 %	一 九 ・ 一 %	一 四 ・ 四 %	
R	B 7	B 7	B 7	B 15	B 15	B 10	

その他のもの

コーヒーをもととした調製品

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上

上のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

二一〇一・一〇

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに茶又はマテをもととした調製品

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品
インスタントティー

その他のもの

茶又はマテをもととした調製品

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上のもの

その他のもの

砂糖を加えたもの

その他のもの

二一〇一・三〇

チコリーその他のコーヒー代用物（いつたものに限る。）並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物

	一五 %		八 %		一五 %	
	R	B 10	X	X	B 5	A
1						

二一・〇一	酵母（活性のものであるかないかを問わない。）及びその他の単細胞微生物（生きてい ないものに限るものとし、第三〇・〇一項のワクチンを除く。）並びに調製したベーキ ングパウダー
二一〇一・一〇	酵母（活性のものに限る。）
二一〇一・一〇	酵母（不活性のものに限る。）及びその他の単細胞微生物（生きていらないものに限 る。）
二一〇一・三〇	調製したベーキングパウダー
二一・〇三	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマ スタード
二一〇三・一〇	トマトケチャップその他のトマトソース
二一〇三・一〇	マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
二一〇三・三〇	小売用の容器入りにしたもの
二一〇三・九〇	その他もの
二一〇三・九〇	その他もの
二一〇三・九〇	ソース
二一〇三・九〇	マヨネーズ、フレンチドレッシング及びサラダドレッシング
二一〇三・九〇	その他もの
二一〇三・九〇	その他もの
二一〇三・九〇	インスタントカレーその他のカレー調製品

三・六 %	六 %	七 ・五 %	九 %	六 %	A	A	R
B 7	B 7	R	B 7	B 7	X	B 7	

二一・〇四	グルタミン酸ソーダを主成分とするもの
二一〇四・一〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品
二一〇四・二〇	スープ、ブロス及びスープ用又はブロス用の調製品
二一〇五・〇〇	野菜のもの（気密容器入りのものに限る。）
二一・〇六	その他もの
二一〇六・一〇	均質混合調製食料品
二一〇六・二〇	アイスクリームその他の氷菓（ココアを含有するかしないかを問わない。）
二一・〇六	調製食料品（他の項に該当するものを除く。）
二一〇六・一〇	たんぱく質濃縮物及び纖維状にしたたんぱく質系物質
二一・〇六	ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の調製品（たんぱく質の含有量が全重量の八〇%以上でその成分中植物性たんぱくの重量が最大のたんぱく質濃縮物のうち、小売用の容器入りにしたもので一個の正味重量が五〇〇グラム未満のものを除く。）
二一・〇六	その他もの
二一・〇六	砂糖を加えたもの
二一・〇六	その他もの
二一・〇六	植物性たんぱく
二一・〇六	その他もの

一 〇						八 ・			一 〇		四 ・
一 ・						六 %	四 %	七 %	五 %		八 %
五 六 %	六 %	X	X	R	B 10	B 10	B 7	B 7	B 7	B 7	

その他のもの

調製品

その他のもの

ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の三〇%以上の
が全重量の三〇%を超える調製食料品

その他のもの

米、小麦（ライ小麦を含む。）又は大麦（裸麦を含む。）のいずれかの含有量

チューインガム

こんにゃく

飲料製造に使用する種類の調製品でアルコールを含有するもの（アルコール
分が〇・五%を超えるものに限る。）

果汁をもととした調製品（アルコール分が一%未満のものに限る。）

率）	当該従量税	低いときは、従量税率よりつき二三円のキログラムに二九・八%（その率が一	B 15	X R X	X	X
----	-------	-------------------------------------	------	-------	---	---

その他のもの

砂糖を加えたもの

おたねにんじん又はそのエキスを含有する飲料のもと
各成分のうち砂糖の重量が最大のもの

その他のもの

ビタミンをもととした栄養補助食品

その他のもの

調製食用脂（第〇四・〇五項の物品の含有量が全重量の一五%を超える三〇%未満のものに限る。）

アルコールを含有しない飲料のもと

おたねにんじん又はそのエキスを含有するもの

その他のもの

その他のもの

第〇四・一〇項の物品のもの

その他のもの

ビタミンをもととした栄養補助食品及び植物性たんぱくを加水分解
したもの

その他のもの

一二・五 %	九 %	一〇 %	一一 %	一一・五 %	一二〇 %	B 10	B 10	X	A
B 10	B 7	B 10	B 10	X	X				

第一二三類	
二二一〇・一〇	たんぱく質変性防止剤（冷凍すり身の製造に使用する種類のものでソルビトールその他の政令で定める物品に政令で定める調製を加えたものに限る。）
二二一〇・一	その他もの ひじき（ヒジキア・フスイフオルミス）その他の第一二二一一・二〇号の物品のもの
二二一〇・一	ひじき（ヒジキア・フスイフオルミス） その他もの その他もの
二二一〇・一〇	飲料、アルコール及び食酢 水（天然又は人造の鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限られたものを除く。）、氷及び雪
二二一〇・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）その他のアルコールを含有しない飲料（第二〇・〇九項の果実又は野菜のジュースを除く。）
二二一〇・一〇	水（鉱水及び炭酸水を含むものとし、砂糖その他の甘味料又は香味料を加えたものに限る。）
その他もの 砂糖を加えたもの	
九・六%	
B 7	A
	X X R
	A

一一〇一・九〇	その他もの
一一〇三・〇〇	砂糖を加えたもの
一一〇四・〇四	その他もの
一一〇四・一〇	ビール
一一〇四・一二	ぶどう酒（強化ぶどう酒を含むものとし、生鮮のぶどうから製造したものに限る。）及びぶどう搾汁（第二〇・〇九項のものを除く。）
一一〇四・一九	スパークリングワイン
一一〇四・三〇	その他のぶどう酒及びぶどう搾汁でアルコール添加により発酵を止めたもの

その他のぶどう搾汁	二リットル以下の容器入りにしたもの	その他のもの	アルコール分が一%未満のもの	砂糖を加えたもの	しょ糖（天然に含有するものを含む。）の含有量が全重量の一〇%以下のもの	の	砂糖を加えたもの	アルコール分が一%未満のもの	その他のぶどう搾汁
九・六%									
X X X									
A B R									
15 15	B B								

従量税率より つき二三円の 従量税率より	二九・八 (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より)	一三三 %	X X X	X X X	A B R
			B 15	B 15	A B 7 R

								低いときは、 当該従量税 率)
二三一・〇五	その他もの しょ糖の含有量が全重量の一〇%以下のもの							
二三一〇・五	その他もの ベルモットその他のぶどう酒（生鮮のぶどうから製造したもので、植物又は芳香性物質により香味を付けたものに限る。）							
二三一〇五・一〇	二リットル以下の容器入りにしたもの							
二三一〇五・九〇	その他もの アルコール分が一%未満のもの							
二三一〇六・〇〇	その他もの その他の発酵酒（例えどりんご酒、なし酒及びミード）並びに発酵酒とアルコールを含有しない飲料との混合物及び発酵酒の混合物（他の項に該当するものを除く。）							
	二九・八 (その率が一 キログラムに つき二三円の 従量税率より	一九・一 %						
B 15	X	B 15	X	X	B 15	B 15		

					低いときは、 当該従量税 率)
二三一・〇七	その他もの	清酒及び濁酒	その他もの	発酵酒（清酒を除く。）と第一〇・〇九項又は第二三一・〇二項の物品との混合物	
二三〇七・一〇	その他もの	麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するもの	その他もの	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	
	その他もの	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%以上のものに限る。）アルコール分が九〇%以上のもの	工業用アルコールの製造の用に供するもの	その他もの	
	その他もの	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）		R A A X A X X	
	その他もの				

二三一〇七・二〇	変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）	その他のもの
二三一・〇八	エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が八〇%未満のものに限る。）	
二三一〇八・二〇	及び蒸留酒、リキュー、その他アルコール飲料	
二三一〇八・三〇	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒	
二三一〇八・四〇	ウイスキー	
二三一〇八・五〇	ラム及びタフアイア	
二三一〇八・六〇	ジン及びジュネヴァ	
二三一〇八・七〇	ウォッカ	
二三一〇八・九〇	リキュー、及びコーデイアル	
二三一〇八・九〇	その他もの	
二三一〇八・九〇	エチルアルコール及び蒸留酒	
二三一〇八・九〇	フルーツブランデー	
二三一〇八・九〇	その他もの	
二三一〇七・二〇	エチルアルコール	
二三一〇七・二〇	アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）	

A A A A A A R X A

第一三類 二三・〇一	二二〇九・〇〇	<p>その他のもの</p> <p>アルコール飲料の原料アルコールの製造用のもの（連続式蒸留機により蒸留して使用するものに限る。）</p> <p>その他もの</p> <p>その他アルコール飲料</p> <p>合成清酒及び白酒</p> <p>果汁をもととした飲料（アルコール分が一%未満のものに限る。）</p>					
肉、くず肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及 <small>せい せきつい</small>	食酢及び酢酸から得た食酢代用物	その他もの	二九・八 % (その率が一キログラムにつき二三円の従量税率より低いときは、当該従量税率)	四・八 %	B A 7	B A 15	X A X

びペレット（食用に適しないものに限る。）並びに獸脂かす

ふすま、ぬかその他のかす（穀物又は豆のふるい分け、製粉その他の処理の際に生ずるものに限るものとし、ペレット状であるかないかを問わない。）

一三・〇三
でん粉製造の際に生ずるかすその他これに類するかす、ビートパルプ、バガスその他の砂糖製造の際に生ずるかす及び醸造又は蒸留の際に生ずるかす（ペレット状であるかないかを問わない。）

一三・〇四
大豆油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）

一三・〇五
落花生油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わない。）

一三・〇六
その他の植物性の油かす（粉碎してあるかないか又はペレット状であるかないかを問わないものとし、第二三・〇四項又は第一三・〇五項のものを除く。）

一三・〇七
ぶどう酒かす及びアーボル

一三・〇八
飼料用に供する種類の植物材料、植物のくず、植物のかす及び植物性副産物（ペレット状であるかないかを問わないものとし、他の項に該当するものを除く。）

一三・〇九
飼料用に供する種類の調製品

一三・〇九
犬用又は猫用の飼料（小売用にしたものに限る。）

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

一キログラム につき、五九 円五〇銭に重 量比による乳 糖の含有率が	B 10	A	A	A	A	A	A	A
--	---------	---	---	---	---	---	---	---

その他のもの

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミールの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

その他のもの

一キログラム
につき一八円

額
一〇%を超える一%ごとに六円を加えた

	B	A	A	A
	10			

飼料用に供する種類の調製品（飼料に添加するものに限る。）

その他のもの

乳糖の含有量が全重量の一〇%以上のもの

ホワイトヴィール用子牛の育成に使用するもの

その他のもの

その他のもの

第一二・一四項又は第二三・〇三項の物品をもととしたもの（ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のものに限る。）、アルファルファ緑葉たんぱく濃縮物及び魚又は海棲哺乳動物のソリュブル

その他のもの

気密容器入りのもの（容器とともに一個の重量が一〇キログラム以下のものに限る。）

A	A	加えた額	五円三〇銭を 一〇%を超える一%ごとに 量比による乳糖の含有率が につき、五二円五〇銭に重 一キログラム	B A 10	A
---	---	------	--	--------------	---

その他のもの

課税価格が一キログラムにつき七〇円を超えるもの（小売用の容器入りにしたもの（気密容器入りのものを除く。）で、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限る。）

その他のもの

粉状、ミール状、フレーク状、ペレット状、キューブ状その他これらに類する形状のもの（しょ糖として計算した糖類の含有量が全重量の五%未満で、遊離でん粉の含有量が全重量の二〇%未満であり、かつ、粗たんぱく質の含有量が全重量の三五%未満のものに限るものとし、政令で定める選別方法により分離できる碎米、米粉及び米のミルの含有量の合計が全重量の一〇%以上のものを除く。）

犬、猫その他これらに類する観賞用又は愛がん用の動物用のもの

その他のもの

その他のもの

第二四類

二四・〇一
二四・〇二

二四〇一・一〇

たばこ及び製造たばこ代用品
たばこ（製造たばこを除く。）及びくすたばこ
葉巻たばこ、シェルート、シガリロ及び紙巻たばこ（たばこ又はたばこ代用物から成るものに限る。）
葉巻たばこ、シェルート及びシガリロ（たばこを含有するものに限る。）

A A

X X A

A

		二四〇一・一〇 二四〇一・九〇 二四・〇三	二四〇三・一〇 二四〇三・九一 二四〇三・九九	紙巻たばこ（たばこ）を含有するものに限る。 その他のもの その他の製造たばこ及び製造たばこ代用品、シートたばこ並びにたばこのエキス及びエッセンス 喫煙用たばこ（たばこ代用品を含有するかしないかを問わないものとし、その含有量のいかんを問わない。） その他のもの シートたばこ たばこのエキス及びエッセンス その他のもの
	第二五類	二五〇一・〇〇	塩、硫黄、土石類、プラスター、石灰及びセメント 塩（食卓塩及び変性させた塩を含むものとし、水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）、純塩化ナトリウム（水溶液であるかないか又は固結防止剤を含有するかしないかを問わない。）及び海水 塩及び純塩化ナトリウム（目開きが二・八ミリメートルのふるい（織金網製のものに限る。）に対する通過率が全重量の七〇%以上のもの及び凝結させたものに限るものとし、水溶液を除く。） その他のもの	
A X			X A A X X X	

二五〇一・〇〇	硫化鉄鉱（焼いてないものに限る。）
二五〇三・〇〇	硫黄（昇華硫黄、沈降硫黄及びコロイド硫黄を除く。）
二五・〇四	天然黒鉛
二五・〇五	天然の砂（着色してあるかないかを問わないものとし、第二六類の砂状の金属鉱を除く。）
二五・〇六	石英（天然の砂を除く。）及びけい岩（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）
二五〇七・〇〇	カオリンその他のカオリン系粘土（焼いてあるかないかを問わない。）
二五・〇八	その他の粘土、アンダルーサイト、カイアナイト及びシリマナイト（焼いてあるかないかを問わないものとし、第六八・〇六項のエキスパンデッドクレーを除く。）並びにムライト、シャモット及びダイナスアース
二五〇九・〇〇	白亜
二五・一〇	天然のりん酸カルシウム及びりん酸アルミニウムカルシウム並びにりん酸塩を含有する白亜
二五・一一	天然の硫酸バリウム（重晶石）及び天然の炭酸バリウム（毒重石。焼いてあるかないかを問わないものとし、第二八・一六項の酸化バリウムを除く。）
二五一二・〇〇	けいそう土その他これに類するけい酸質の土（見掛け比重が一以下のものに限るものとし、焼いてあるかないかを問わない。）
二五・一三	コランダム、ガーネットその他の研磨用の材料（天然のものに限るものとし、熱処理を

A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

してあるかないかを問わない。）、パミスストーン及びエメリーリー

二五一四・〇〇 スレート（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

大理石 トランハーチン エニーレシン その他の石碑用又は建築用の石灰質の岩石（見掛け）
比重が一・五以上のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくこと
その他の方により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）及びアラバスター（粗削りしてあるかないか又はのこぎりで
ひくことその他の方により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つて
あるかないかを問わない。）

二五・一六
花こう岩、はん岩、玄武岩、砂岩その他の石碑用又は建築用の岩石（粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひくことその他の方針により長方形（正方形を含む。）の塊状若しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

しくは板状に単に切つてあるかないかを問わない。）

小石、砂利及び碎石（コンクリート用、道路舗装用又は鉄道用その他のバラスト用に通常供するものに限るものとし、熱処理をしてあるかないかを問わない。）、シングル及びフリント（熱処理をしてあるかないかを問わない。）並びにスラグ、ドロスその他これらに類する工業廃棄物から成るマカダム（小石、砂利、碎石、シングル又はフリントを混入してあるかないかを問わない。）及びタールマカダム並びに第二五・一五項又は第二五・一六項の岩石の粒、破片及び粉（熱処理をしてあるかないかを問わない。）ドロマイド（粗削りしたもの及びのこぎりでひくことその他の方法により長方形（正方形を含む。）の塊状又は板状に単に切つたものを含むものとし、焼いてあるかないか又

二五
•一八

A

A

A

A

A

二五・一九

は焼結してあるかないかを問わない。) 及びドロマイトラミングミツクス
天然の炭酸マグネシウム(マグネサイト)並びに溶融マグネシア、焼結マグネシア(焼
結前に他の酸化物を少量加えてあるかないかを問わない。) 及びその他の酸化マグネシ
ウム(純粹であるかないかを問わない。)

二五・一〇

天然石膏及び天然無水石膏並びに天然石膏を焼いたもの又は硫酸カルシウムから成るプラ
スター(着色してあるかないか又は少量の促進剤若しくは遅緩剤を加えてあるかない
かを問わない。)

二五二一・〇〇

石灰石その他の石灰質の岩石(石灰又はセメントの製造に使用する種類のものに限る。)
生石灰、消石灰及び水硬性石灰(第二八・二五項の酸化カルシウム及び水酸化カルシウ
ムを除く。)

二五・一三

ポートランドセメント、アルミニナセメント、スラグセメント、スープーサルフェートセ
メントその他これらに類する水硬性セメント(着色してあるかないか又はクリンカー状
であるかないかを問わない。)

二五二四・〇〇

石綿

雲母(はく離雲母を含む。)及びそのくず

二五・二五

ステアタイト(天然のものに限るものとし、粗削りしてあるかないか又はのこぎりでひ
くことその他の方法により長方形(正方形を含む。)の塊状若しくは板状に単に切つて
あるかないかを問わない。)及びタルク

二五・二八

天然ほう酸塩及びその精鉱(焼いてあるかないかを問わないものとし、天然かん水から
分離したものを除く。)並びに天然ほう酸でオルトほう酸の含有量が乾燥状態において

A

A A A

A A A

A

A

二五・二九 二五・三〇	全重量の八五%以下のもの 長石、白榴石 ^{りゆう} 、ネフェリン、ネフェリンサイアナイト及びほたる石 鉱物（他の項に該当するものを除く。）	第二六類	鉱石、スラグ及び灰					
二七・〇一 二七・〇一 二七〇三・〇〇 二七〇四・〇〇 二七〇五・〇〇 二七〇六・〇〇 二七・〇七 二七・〇八	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう 石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの 亜炭（凝結させてあるかないかを問わないものとし、黒玉を除く。） 泥炭（ピートリッターを含むものとし、凝結させてあるかないかを問わない。） コークス及び半成コークス（石炭、亜炭又は泥炭から製造したものに限るものとし、凝 結させてあるかないかを問わない。）並びにレトルトカーボン 石炭ガス、水性ガス、発生炉ガスその他これらに類するガス（石油ガスその他のガス状 炭化水素を除く。） 石炭、亜炭又は泥炭を乾留して得たタールその他の鉱物性タール（再生タールを含むも のとし、脱水してあるかないか又は蒸留により成分の一部を除いてあるかないかを問わ ない。） 高温コールタールの蒸留物及びこれに類する物品で芳香族成分の重量が非芳香族成分の 重量を超えるもの ピッチ及びピッチコークス（コールタールその他の鉱物性タールから得たものに限る。）	第二七類						
A A A A A A A A A								

二七〇九・〇〇

石油及び歴青油（原油に限る。）

二七一〇・一〇

石油及び歴青油（原油を除く。）、これらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

石油及び歴青油（原油を除く。）並びにこれらの調製品（石油又は歴青油の含有量が全重量の七〇%以上のもので、かつ、石油又は歴青油が基礎的な成分を成すものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに廃油

二七一〇・一一

軽質油及びその調製品

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

揮発油

低重合度の混合アルキン

政令で定める分留性状の試験方法による減失量加算五%留出温度と減失量加算九五%留出温度との温度差が二度以内のもの（低重合度の混合アルキンを除く。）

その他のもの

航空機用のもの（アンチノック剤を加えてないものを含む。）

温度一五度における比重が〇・八〇一七以下のもの

○六九円
一キロリットルにつき二、

B 7

A

A

A

その他のもの

一キロリットルにつき二、
三三六円

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

一キロリットルにつき一、
三八六円

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフイン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上
のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

一キロリットルにつき五六
四円

軽油

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

A
B
7

その他のもの

その他のもの
その他のもの

石油及び歴青油（石油及び歴青油以外の物品を加えたもので、その物品の重量が全重量の五%未満のものを含む。）

灯油

低重合度の混合アルキレン

その他のもの

ノルマルパラフイン（直鎖飽和炭化水素の含有量が全重量の九五%以上
のものに限る。）

その他のもの

政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの

その他のもの

一キロリットルにつき五六四円

一キロリットルにつき一、二五七円
B7 A

軽油
政令で定める石油化学製品の製造に使用するもの
その他のもの

ルにつき一、
二五七円

重油及び粗油

温度一五度における比重が〇・九〇三七以下のもの
製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を
原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

温度一五度における比重が〇・八三以上で引火点が温度一三〇度以下の
もの（本邦に到着した時においてこれらの性質を有するもの又は政
令で定めるところにより本邦に到着した石油製品に他の石油製品を混
合して得たものでこれらの性質を有するものに限る。）のうち、農林
漁業の用に供するもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

温度一五度における比重が〇・九〇三七を超えるもの
製油の原料として使用するもの（税関当局の監督の下で重油又は粗油を

ルにつき二、 五九三円	一キロリット ルにつき二、 三〇六円	B 7	B 7	A	A
----------------	--------------------------	--------	--------	---	---

原料とする製油により得た製品を含む。）

その他のもの

硫黄の含有量が全重量の〇・三%以下のもの

その他のもの

潤滑油（流動パラフィンを含む。）

温度一五度における比重が〇・八四九四を超えるもの（流動パラフィン、切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防_{せい}錆油その他主として潤滑用に供しない油に限る。）並びに温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの

温度一五度における比重が〇・八四九四以下のもの

その他のもの

流動パラフィン

切削油、絶縁油及び航空機用潤滑油並びに焼入油、作動油、防_{せい}錆油

その他主として潤滑用に供しない油

その他のもの

その他のもの

七 ・ 九 %		三 ・ 九 %		三 ・ 九 %		一 キロリット ルにつき二、 二〇二円		一 キロリット ルにつき三、 三七六円	
A	B	B	A	B	15	B	7	B	7

二 七 一 〇 ・	九 一	廃油	その他のもの
二 七 一 一 ・	九 九	ポリ塩化ビフェニル（P C B）、 ポリ塩化テルフェニル（P C T）又はポリ臭化ビ フェニル（P B B）を含むもの	その他もの
二 七 一 一 ・	一 一 ・	石油ガスその他のガス状炭化水素 液化したもの	
二 七 一 一 ・	三 二 一	天然ガス	
二 七 一 一 ・	一 一 ・	ブタン	
二 七 一 一 ・	四 三 一	プロパン	
二 七 一 一 ・	一 一 ・	エチレン、プロピレン、ブチレン及びブタジエン	
二 七 一 一 ・	一 一 ・	その他もの	
二 七 一 一 ・	一 一 ・	石油ガス	
二 七 一 一 ・	一 一 ・	ガス状のもの	
二 七 一 一 ・	一 一 ・	天然ガス	
二 七 一 一 ・	一 一 ・	その他もの	
二 七 一 一 ・	一 一 ・	ペトロラタム並びにパラフィンろう、ミクロクリスタリン石油ワックス、スラックワツ クス、オゾケライト、モンタンろう、泥炭ろうその他の鉱物性ろう及びこれらに類する 物品で合成その他の方法により得たもの（着色してあるかないかを問わない。）	

四 ・ 一 %	四 ・ 一 %	四 ・ 一 %						
A B 5	B B 3	B A 3	A A A	A A A	A A A	A A A	A A A	A A A

二七・一三	石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物
二七・一四	天然ビチューメン、天然アスファルト、歴青質頁岩 <small>けつ</small> 、油母頁岩 <small>けつ</small> 、タルサンド、アスファルタイト及びアスファルチックロック
二七一五・〇〇	歴青質混合物（天然アスファルト、天然ビチューメン、石油アスファルト、鉱物性タル又は鉱物性タールピッチをもととしたものに限る。例えば、マスチック及びカットバック）
第二九類 二九・〇一 二九・〇二 二九・〇三 二九・〇四 二九・〇五	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物 有機化学品 非環式炭化水素 環式炭化水素 炭化水素のハロゲン化誘導体 炭化水素のスルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体（ハロゲン化してあるかないかを問わない。） 非環式アルコール並びにそのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体 飽和一価アルコール メタノール（メチルアルコール） プロパン一一オール（プロピルアルコール）及びプロパン一一オール（イソブ
A A A A A	A A A A

二九〇五・一三	ロピルアルコール
二九〇五・一四	ブタン一一オール（ノルマループチルアルコール）
二九〇五・一五	その他のブタノール
二九〇五・一六	ペンタノール（アミルアルコール）及びその異性体
二九〇五・一七	オクタノール（オクチルアルコール）及びその異性体
二九〇五・一九	ドデカン一一オール（ラウリルアルコール）、ヘキサデカン一一オール（セチルアルコール）及びオクタデカン一一オール（ステアリルアルコール）
二九〇五・二三	その他のもの
二九〇五・二九	不飽和一価アルコール
二九〇五・三一	非環式テルペンアルコール
二九〇五・三三	その他のもの
二九〇五・三九	二価アルコール
二九〇五・三九	エチレンギリコール（エタンジオール）
二九〇五・三九	プロピレンギリコール（プロパン一一・二一ジオール）
二九〇五・三九	その他のもの
二九〇五・四一	その他の多価アルコール
二九〇五・四一	二一エチル一一（ヒドロキシメチル）プロパン一一・三一ジオール（トリメチロールプロパン）
二九〇五・四二	ペンタエリトリトール
二九〇五・四三	マンニトール

A A A A A A A A A A A A A A A

二九〇六・一二	二九〇六・一一	二九〇五・五九	二九〇五・五一	二九〇五・四五	二九〇五・四五
シクロヘキサノール、メチルシクロヘキサノール及びジメチルシクロヘキサノール	メントール	飽和脂環式アルコール、不飽和脂環式アルコール及びシクロテルペンアルコール並びにこれらの誘導体	エトクロルビノール（INN）	その他もの 非環式アルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体	D—グルシートール（ソルビトール） グリセリン
率)	当該従量税	低いときは、従量税率より 三円四四銭の従量税率より ムにつき二一 が一キログラム	八%（その率 B 7	A A	A A Q
A					6

二九〇六・一三	ステロール及びイノシトール
二九〇六・一四	テルピネオール
二九〇六・一九	その他のもの
二九〇六・二一	芳香族アルコール及びその誘導体
二九〇六・二九	ベンジルアルコール
二九〇七	その他のもの
二九〇八	フエノール及びフエノールアルコール
二九〇九	フエノール又はフエノールアルコールのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一〇	エーテル、エーテルアルコール、エーテルフエノール、エーテルアルコールフエノール、アルコールペルオキシド、エーテルペルオキシド及びケトンペルオキシド（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一一〇〇	三員環のエポキシド、エポキシアルコール、エポキシフェノール及びエポキシエーテル並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一二	アセタール及びヘミアセタール（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九三	アルデヒド（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）、アルデヒドの環式

A A A A A A A A A

重合体及びパラホルムアルデヒド

二九一三・〇〇

トロソ化誘導体

二九一四

ケトン及びキノン（他の酸素官能基を有するか有しないかを問わない。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二九一五

飽和非環式モノカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二九一六

不飽和非環式モノカルボン酸及び環式モノカルボン酸並びにこれらの酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二九一七

ポリカルボン酸並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二九一八

カルボン酸（他の酸素官能基を有するものに限る。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体

二九一八・一一
二九一八・一二

アルコール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
乳酸並びにその塩及びエステル
酒石酸

A A

A A

A

A A

A

二九一八・一三	酒石酸の塩及びエステル くえん酸
二九一八・一四	くえん酸の塩及びエステル くえん酸カルシウム
二九一八・一五	その他のもの
二九一八・一六	グルコン酸並びにその塩及びエステル
二九一八・一九	その他のもの
二九一八・二一	フエノール官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
二九一八・二二	サリチル酸及びその塩
二九一八・二三	オルト－アセチルサリチル酸並びにその塩及びエステル
二九一八・二三	サリチル酸のその他のエステル及びその塩
二九一八・二九	その他のもの
二九一八・三〇	アルデヒド官能又はケトン官能のカルボン酸（他の酸素官能基を有するものを除く。）並びにその酸無水物、酸ハロゲン化物、酸過酸化物及び過酸並びにこれらの誘導体
二九一八・九〇	その他のもの
二九一九・〇〇	りん酸エステル及びその塩（ラクトホスフェートを含む。）並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化誘導体
二九一九・一〇	非金属のその他の無機酸のエステル（ハロゲン化水素酸エステルを除く。）及びその塩並びにこれらのハロゲン化誘導体、スルホン化誘導体、ニトロ化誘導体及びニトロソ化

A	A	A	A	A	A	A	A	X	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

二九・一一	アミン官能化合物
二九・一二	酸素官能のアミノ化合物
二九一三・一	アミノアルコール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
二九一三・一二	モノエタノールアミン及びその塩
二九一三・一三	ジエタノールアミン及びその塩
二九一三・一四	トリエタノールアミン及びその塩
二九一三・一九	デキストロプロポキシフェン（INN）及びその塩
二九一三・二一	アミノナフートールその他のアミノフェノール（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにそのエーテル及びエステル並びにこれらの塩
二九一三・二二	アミノヒドロキシナフタレンスルホン酸及びその塩
二九一三・二三	アニシジン、ジアニシジン及びフェネチジン並びにこれらの塩
二九一三・二九	その他のもの
二九一三・三一	アミノアルデヒド、アミノケトン及びアミノキノン（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）並びにこれらの塩
二九一三・三一	アンフェプラモン（INN）、メサドン（INN）及びノルメサドン（INN）並びにこれらの塩
二九一三・三九	その他のも

A A

A A A

A A A A A

A A

アミノ酸（二種類以上の酸素官能基を有するものを除く。）及びそのエステル並びにこれらの塩

二九二一・四一

二九二三・四二

リジン及びそのエステル並びにこれらの塩
グルタミン酸及びその塩

グルタミン酸ソーダ

その他のもの

二九二三・四三

二九二三・四四

アントラニル酸及びその塩

チリジン（INN）及びその塩

二九二三・四五

二九二三・五〇

その他のもの

二九二三・五〇

アミノアルコールフェノール、アミノ酸フェノール及び酸素官能基を有するその他のアミノ化合物

二九二一・二三

第四級アンモニウム塩、水酸化第四級アンモニウム及びレシチンその他のホスホアミノリピド（レシチンその他のホスホアミノリピドについては、化学的に单一であるかないかを問わない。）

カルボキシアミド官能化合物及び炭酸のアミド官能化合物

カルボキシイミド官能化合物（サツカリン及びその塩を含む。）及びイミン官能化合物

ニトリル官能化合物

ジアゾ化合物、アゾ化合物及びアゾキシ化合物

ヒドラジン又はヒドロキシルアミンの有機誘導体

その他の窒素官能基を有する化合物

五・一
%

5

B

A

A A A A

A A A A

A A A A A A A A

二九・三〇	有機硫黄化合物
二九・三一・〇〇	その他のオルガノインオルガニック化合物
二九・三二	複素環式化合物（ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。）
二九・三三	複素環式化合物（ヘテロ原子として窒素のみを有するものに限る。）
二九・三四	核酸及びその塩（化学的に单一であるかないかを問わない。）並びにその他の複素環式化合物
二九・三五・〇〇	スルホンアミド
二九・三六	プロビタミン及びビタミン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のもの（天然のものを濃縮したものを含む。）に限る。）並びにこれらの誘導体で主としてビタミンとして使用するもの並びにこれらの相互の混合物（この項の物品については、溶媒に溶かしてあるかないかを問わない。）
二九・三七	ホルモン、プロスタグランジン、トロンボキサン及びロイコトリエン（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）並びにこれらの誘導体及び構造類似物（主としてホルモンとして使用するもので、変性ポリペプチドを含む。）
二九・三八	グリコシド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
二九・三九	植物アルカロイド（天然のもの及びこれと同一の構造を有する合成のものに限る。）及びその塩、エーテル、エステルその他の誘導体
二九四〇・〇〇	糖類（化学的に純粋なものに限るものとし、しょ糖、乳糖、麦芽糖、ぶどう糖及び果糖を除く。）並びに糖エーテル、糖アセタール、糖エステル、糖エーテルの塩、糖アセ

A	A	A	A	A	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---

二九四二・〇〇	二九・四一	タルの塩及び糖エステルの塩（第二九・三七項から第二九・三九項までの物品を除く。） その他の有機化合物	抗生素質	
第三〇類	第三一類	肥料	医療用品	
第三二類	第三二類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ		
第三三類 三三・〇一	精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類	精油（コンクリートのもの及びアブソリュートのものを含むものとし、テルペンを除いてあるかないかを問わない。）、レジノイド、オレオレジン抽出物、精油のコンセントレート（冷浸法又は温浸法により得たもので、油脂、ろうその他これらに類する物品を媒質としているものに限る。）、精油からテルペンを除く際に生ずるテルペン系副産物並びに精油のアキュアスディスクレート及びアキュアスソリューション 精油（かんきつ類の果実のものに限る。） ベルガモットのもの		
A	A	A	A	A A A

三三〇一	・	一二
三三〇一	・	一三
三三〇一	・	一四
三三〇一	・	一九
三三〇一	・	二一
三三〇一	・	二六
三三〇一	・	二九
三三〇一	・	三〇
三三〇一	・	三一
三三〇一	・	三九
三三〇一	・	九〇

オレンジのもの
レモンのもの
ライムのもの
その他のもの

精油（かんきつ類の果実のものを除く。）

ゼラニウムのもの

ジャスミンのもの

ラベンダー又はラバンジンのもの

ペパーミント（メンタ・ピペリタ）のもの

その他のミントのもの

ペパーミント油（メンタ・アルヴェンスイスのものに限る。）

政令で定める試験方法による総メントールの含有量が全重量の六五%を超えるもの

その他のもの

その他のもの

ベチベルのもの

レジノイド

その他のもの

レジノイド

その他のもの

香気性物質の混合物及び一以上の香気性物質をもととした混合物（アルコール溶液を含

五
・
四
%

A	A	A	A	A	B	A	A	A	A	A	A
					7						

第三五類 三五・〇一 三五・〇二	第三四類					
たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素 カゼイン及びカゼイナートその他のカゼイン誘導体並びにカゼイングルー アルブミン（二以上のホエイたんぱく質の濃縮物を含むものとし、ホエイたんぱく質の	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品	ひげそり前用、ひげそり用又はひげそり後用の調製品、身体用の防臭剤、浴用の調製品、脱毛剤その他の調製香料及び化粧品類（他の項に該当するものを除く。）並びに調製した室内防臭剤（芳香を付けてあるかないか又は消毒作用を有するか有しないかを問わない。）	口腔衛生用の調製品（義歯定着用のペースト及び粉を含む。）及び小売用の包装にした歯間清掃用の糸（デンタルフロス）	美容用、メーキャップ用又は皮膚の手入れ用の調製品（日焼止め用又は日焼け用の調製品を含むものとし、医薬品を除く。）及びマニキュア用又はペディキュア用の調製品 頭髪用の調製品	香水類及びオーデコロン類	むものとし、工業において原材料として使用する種類のものに限る。）並びに香気性物質をもととしたその他の調製品（飲料製造に使用する種類のものに限る。）
A	A	A	A	A A	A A	

第三七類	第三六類	三五〇三・〇〇 ゼラチン（長方形（正方形を含む。）のシート状のものを含むものとし、表面加工をしてあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）、ゼラチン誘導体、アイシングラス及びその他のにかわ（第三五・〇一項のカゼイングルーを除く。） ゼラチン（写真用のものに限る。）、ゼラチン誘導体、魚膠及びアイシンググラス その他のもの
写真用又は映画用の材料	火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料 酵素及び他の項に該当しない調製した酵素	ペプトン及びその誘導体並びにその他のたんぱく質系物質及びその誘導体（他の項に該当するものを除く。）並びに皮粉（クロムみょうばんを加えたものを含む。） デキストリンその他の変性でん粉（例えば、糊化済でん粉及びエステル化でん粉）及びでん粉又はデキストリンその他の変性でん粉をもととした膠着剤 調製膠着剤その他の調製接着剤（他の項に該当するものを除く。）及び膠着剤又は接着剤としての使用に適する物品（膠着剤又は接着剤として小売用にしたもので正味重量が一キログラム以下のものに限る。）
A	A	A A X A X A A

			第三八類 各種の化学工業生産品
第三九類 三九・〇一 三九〇一・一〇	プラスチック及びその製品 エチレンの重合体（一次製品に限る。） 比重が〇・九四未満のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三%（そ の率が一キロ グラムにつき 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率）	
三九〇一・一〇	その他もの 比重が〇・九四以上のポリエチレン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの	一・三% (そ の率が一キロ グラムにつき 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率)	
グラムにつき の率が一キロ 一・三% (そ の率が一キロ 7	A	B 10	A

三九〇一・三〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇
エチレン—酢酸ビニル共重合体	その他もの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	その他もの
ポリプロピレン	その他もの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	その他もの
ポリプロピレン	その他もの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	その他もの
一・三% (そ の率が一キロ グラムにつき)	○・五六%	○・五六%	○・五六%	○・五六%	○・五六%	○・五六%
B 10	A	B 10	A	B 7	A	

							五円一二錢の 従量税率より 高いときは、 当該従量税 率)
三九〇一・二〇	三九〇一・三〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇	三九〇一・九〇
ポリイソブチレン	その他もの	その他もの	その他もの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの
ポリスチレン	その他もの						
スチレンの重合体（一次製品に限る。）	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールデイングパウダーを含む。）、粒、フレークその他これらに類する形状のもの						
A B 7	A B 7	A B 7	A B 10	A	A	A	A
○・五六%	○・五六%	○・五六%					

三九〇三・一一

多泡性のもの

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

三九〇三・一九

その他のもの

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

三九〇三・一〇

スチレン—アクリロニトリル（SAN）共重合体

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

三九〇三・三〇

アクリロニトリル—ブタジエン—スチレン（ABS）共重合体

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

三九〇三・九〇

その他のもの

塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、
粒、フレークその他これらに類する形状のもの

その他のもの

○・六二%	○・六二%	○・六二%	○・七八%
A B 10	A B 7	A B 7	A B 7

三九〇・五〇	粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	塩化ビニリデンの重合体	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	ふつ素系重合体	ポリテトラフルオロエチレン	三九〇・六一
三九〇・六一	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	三九〇・六九	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	三九〇・四・六九	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	三九〇・四・九〇
三九〇・四・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	三九〇・四・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	三九〇・四・九〇	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの その他のもの	三九〇・五五
三九〇・五五	○・五六%	一・一二%	一・一二%	一・一二%	一・一二%	○・五六%
A B 3	A B 3	A B 3	A B 3	A B 3	A B 3	A B 3

酢酸ビニルその他のビニルエステルの重合体及びその他のビニル重合体（一次製品に限

三九〇・六	アクリル重合体（一次製品に限る。）
三九〇・六・一〇	ポリ（メタクリル酸メチル） 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九〇・六・九〇	その他もの
三九〇・七	塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの
三九〇・八	その他もの
三九〇・九	ポリアセタールその他のポリエーテル、エポキシ樹脂及びポリカーボネート、アルキド 樹脂、ポリアリルエステルその他のポリエステル（一次製品に限る。）
三九一・〇〇	ポリアミド（一次製品に限る。）
三九一・〇九	アミノ樹脂、フェノール樹脂及びポリウレタン（一次製品に限る。）
三九一・一〇	シリコーン（一次製品に限る。）
三九一・一一	石油樹脂、クマロン－インデン樹脂、ポリテルペン、ポリ硫化物、ポリスルホン及びこ の類の注3のその他の物品（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
三九一・一〇	石油樹脂、クマロン樹脂、インデン樹脂、クマロン－インデン樹脂及びポリテルペン 塊（不規則な形のものに限る。）、粉（モールディングパウダーを含む。）、 粒、フレークその他これらに類する形状のもの
○・五六%	○・六八%
B 3	A A A A A B 3 A B 3 A

三九一・一・九〇	その他もの
三九一・二	セルロース及びその化学的誘導体（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）天然の重合体（例えば、アルギン酸）及び変性させた天然の重合体（例えば、硬化たんぱく質及び天然ゴムの化学的誘導体）（一次製品に限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
三九一・四・〇〇	第三九・〇一項から第三九・一三項までの重合体をもととしたイオン交換体（一次製品に限る。）
三九一・五	ポリスチレンのもの アクリル樹脂のもの その他もの
三九一・六	プラスチックのくず プラスチックの单纖維で横断面の最大寸法が一ミリメートルを超えるもの、プラスチックの棒及びプラスチックの形材（表面加工をしてあるかないかを問わないものとし、その他の加工をしたものと除く。）
三九一・七	プラスチック製の管及びホース並びにこれらの継手（プラスチック製のものに限る。例えば、ジョイント、エルボー及びフランジ）
三九一・八	プラスチック製の床用敷物（接着性を有するか有しないかを問わないものとし、ロール状又はタイル状のものに限る。）並びにこの類の注9のプラスチック製の壁面被覆材及

A	A	A	A	B	B	A	A	A
				3	3			

び天井被覆材

三九・一九

プラスチック製の板、シート、フィルム、はく、テープ、ストリップその他のへん平な並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により形状の物品（接着性を有するものに限るものとし、ロール状であるかないかを問わない。）

三九・一〇

プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ（多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。）

三九・一一

プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ
プラスチック製の浴槽、シャワーバス、台所用流し、洗面台、ビデ、便器、便座、便器用の覆い、水洗用の水槽その他これらに類する衛生用品

三九・一二

プラスチック製の運搬用又は包装用の製品及びプラスチック製の栓、ふた、キャップその他これらに類する物品

三九・一四

プラスチック製の食卓用品、台所用品その他の家庭用品及び化粧用品

三九・一五

プラスチック製の建築用品（他の項に該当するものを除く。）

三九・一六

その他のプラスチック製品及び第三九・〇一項から第三九・一四項までの材料（プラスチックを除く。）から成る製品

三九・一〇

事務用品及び学用品

三九・一六・二〇

衣類及び衣類附属品（手袋、ミトン及びミットを含む。）

三九・一六・三〇

家具用又は車体用の取付具その他これに類する取付具

三九・二六・四〇

小像その他の装飾品

A A A A A A A A A A A A

三九二六・九〇

その他のもの

自動車用のシャシばね及びそのばね板

その他のもの

ストリップを織つたもの（両面をすべてプラスチックで塗布し、又は被覆したものに限る。）

その他のもの

第四〇類

ゴム及びその製品

第四一類

原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一

牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の中性保存に適する処理をしたもので、なめし、ペーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。）

全形の原皮（重量が一枚につき、単に乾燥したものは八キログラム以下、乾式塩蔵をしたものは一〇キログラム以下又は生鮮のもの若しくは湿式塩蔵その他の保存に適する処理をしたものは一六キログラム以下のものに限る。）

クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの
その他のもの

一一 %				○・七八 %	
B 10	A		A	B 3	A

四一〇一・五〇

全形の原皮（一六キログラムを超えるものに限る。）

クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの

その他のもの

その他のもの（バット、ベンズ及びベリーを含む。）

クロムなめしのもの（なめし（前なめしを含む。）過程中のもののうちなめしを終えてないもの）及びなめし過程にないもの

その他のもの

四一・〇一

羊の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、ペーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、毛が付いているかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1(c)の規定により除かれているものを含まない。）

四一・〇三

その他の原皮（生鮮のもの及び塩蔵、乾燥、石灰漬け、酸漬けその他の保存に適する処理をしたもので、なめし、ペーチメント仕上げ又はこれら以上の加工をしてないものに限るものとし、脱毛してあるかないか又はスプリットしてあるかないかを問わない。ただし、この類の注1の(b)又は(c)の規定により除かれているものを含まない。）

四一〇三・一〇
四一〇三・二〇
四一〇三・三〇

爬虫類^はのもの
やぎのもの
豚のもの

なめし過程にないもの

			一一 %		一一 %
A	A	A	A	B 10	A

A	A	A	A	B 10	A	B 10	A
---	---	---	---	---------	---	---------	---

四一〇三・九〇	その他もの	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）
四一〇四・四一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット
四一〇四・一九	クロムなめしのもの	クロムなめしのもの
四一〇四・一	その他もの	その他もの
	クロムなめしのもの	クロムなめしのもの
	乾燥状態（クラスト）のもの	乾燥状態（クラスト）のもの
四一〇四・四一	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）及びグレーンスプリット
	なめしたもの（再なめしをしたもの）を含む。）で、これを超える加工をしてないもの	なめしたもの（再なめしをしたもの）を含む。）で、これを超える加工をしてないもの
	その他もの	その他もの
	その他もの	その他もの
染着色したもの		

一一 %	一一 %	一一 %	一一 %
B 10	A	B 10	A

四一・〇六	四一〇四・四九	四一〇四・四九	四一〇四・四九	四一〇四・四九	染着色したもの（全形の牛の皮（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛の皮並びにローラーレザーを除く。）
四一・〇六	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの
四一・〇五	なめしたもの（再なめしをしたものと含む。）	なめしたもの（再なめしをしたものと含む。）	なめしたもの（再なめしをしたものと含む。）	なめしたもの（再なめしをしたものと含む。）	なめしたもの（再なめしをしたものと含む。）
四一・〇五	で、これを超える加工をしてないもの	で、これを超える加工をしてないもの	で、これを超える加工をしてないもの	で、これを超える加工をしてないもの	で、これを超える加工をしてないもの
四一・〇五	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの
四一・〇五	クロムなめしのもの	クロムなめしのもの	クロムなめしのもの	クロムなめしのもの	クロムなめしのもの
四一・〇五	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの
四一・〇五	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの
四一・〇五	染着色したもの	染着色したもの	染着色したもの	染着色したもの	染着色したもの
四一・〇五	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの
四一・〇五	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）	羊のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）
四一・〇五	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
四一・〇五	乾燥状態（クラスト）のもの	乾燥状態（クラスト）のもの	乾燥状態（クラスト）のもの	乾燥状態（クラスト）のもの	乾燥状態（クラスト）のもの
四一・〇五	染着色したもの	染着色したもの	染着色したもの	染着色したもの	染着色したもの
四一・〇六	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの	その他もの
四一・〇六	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える	その他の動物のなめした皮（なめしたもの及びクラストにしたもので、これらを超える

一 六 %		一 二 %	一 六 %		一 二 %		一 六 %		一 三 • 三 %		
A	B	A		B	B	B	A		B	B	B
				10	10	10			10	10	10

加工をしておらず、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わない。）

四一〇六・一二	やぎのもの	加工をしておらず、毛が付いていないものに限る かを問わない。）
四一〇六・二二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	乾燥状態（クラスト）のもの
四一〇六・三一	豚のもの	染着色したもの
四一〇六・三二	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの	その他のもの
四一〇六・四〇	乾燥状態（クラスト）のもの	豚のもの
	爬虫類のもの	染着色したもの
	植物性前なめしをしたもの	その他のもの
	染着色したもの	その他のもの
	わに又はとかげのもの	その他のもの
	その他もの	その他もの
	その他もの	その他もの

—	—	—	—
•	•	•	—
—	六	—	六
%	%	%	%
A	B	B	A
7	7	7	10

四一〇六・九一	湿潤状態（ウェットブルーを含む。）のもの
四一〇六・九二	乾燥状態（クラスト）のもの
	染着色したもの
	その他のもの
四一〇七・一一	牛（水牛を含む。）又は馬類の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、パーチメント仕上げをしたものと含み、毛が付いていないものに限るものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）
	全形の革
	フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）
	パーチメント仕上げをしたもの
	その他のもの
	染着色し又は模様付けしたもの
	染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき一・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）
	その他のもの
	その他のもの
四一〇七・一二	グレーンスプリット
	パーチメント仕上げをしたもの
	その他のもの
	染着色し又は模様付けしたもの

一 ・ 一 %	一 二 %	一 六 %	一 三 %	一 ・ 一 %	一 ・ 一 %	A	B	A
B 7	B 10	B 10	B 10	B 7				

染着色したもの（牛革（表面積が一枚につき二・六平方メートル以下のもの）及び水牛革並びにローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

四一〇七・一九

その他のもの

パーチメント仕上げをしたものの

染着色し又は模様付けしたものの

その他のもの

その他のもの（サイドを含む。）

四一〇七・九一

フルグレーン（スプリットしてないものに限る。）

パーチメント仕上げをしたものの

その他のもの

染着色し又は模様付けしたものの

染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）

その他のもの

その他のもの

グレーンスプリット

パーチメント仕上げをしたものの

その他のもの

四一〇七・九二

一 • %	一 二 %	一 六 %	一 三 %	一 • %	一 二 %	一 六 %	一 • %	一 二 %	一 六 %	一 三 %
B 7	B 10	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10	B 7	B 10	B 10	B 10

四一〇七・九九	染着色したもの（水牛革及びローラーレザーを除く。）	染着色し又は模様付けしたもの	その他のもの
		染着色したもの	その他のもの
		染着色し又は模様付けしたもの	その他のもの
		染着色し又は模様付けしたもの	その他のもの
四一一二・〇〇	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、ペーチメント仕上げをしたものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、ペーチメント仕上げをしたものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	羊革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、ペーチメント仕上げをしたものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）
四一・一三	ペーチメント仕上げをしたものの他のもの	ペーチメント仕上げをしたものの他のもの	ペーチメント仕上げをしたものの他のもの
	染着色し又は模様付けしたもの	染着色し又は模様付けしたもの	染着色し又は模様付けしたもの
	その他のもの	その他のもの	その他のもの
四一一三・一〇	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、ペーチメント仕上げをしたものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、ペーチメント仕上げをしたものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）	その他の動物の革（なめした又はクラストにした後これらを超える加工をしたもので、ペーチメント仕上げをしたものとし、スプリットしてあるかないかを問わず、第四一・一四項の革を除く。）
	やぎのもの	やぎのもの	やぎのもの

一 六 %	一 • %	一 — %	一 二 %	一 六 %	一 • %	一 二 %	一 六 %	一 三 • 三 %
A	B	B	B	B	B	B	B	B
10	7		10	10	7	10	10	10

四 一 一 三 ・ 九 〇	四 一 一 三 ・ 三 〇	四 一 一 三 ・ 一 〇
その他もの	爬虫類のものは	豚のもの
染着色し又は模様付けしたものの	パーチメント仕上げをしたものの	パーチメント仕上げをしたものの
その他のもの	その他のもの	その他のもの
染着色し又は模様付けしたものの	染着色し又は模様付けしたものの	染着色し又は模様付けしたものの
わに革及びとかげ革	パーチメント仕上げをしたものの	パーチメント仕上げをしたものの
その他のもの	その他のもの	その他のもの
その他のもの	その他のもの	その他のもの
染着色し又は模様付けしたものの	パーチメント仕上げをしたものの	パーチメント仕上げをしたものの
その他のもの		

一 ・ 一 %							
B 7	B 7	A 7	B 7	B 7	B 7	B 7	A 10

四一・一四	その他のもの シャモア革（コンビネーションシャモア革を含む。）、パテントレザー及びパテントラ ミネーテッドレザー並びにメタライズドレザー		
四一・一五	コンポジションレザー（革又は革纖維をもととして製造したもので、板状、シート状又 はストリップ状のものに限るものとし、卷いてあるかないかを問わない。）、革又はコ ンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革の粉		
四一・一〇	コンポジションレザー（革又は革纖維をもととして製造したもので、板状、シート状 又はストリップ状のものに限るものとし、卷いてあるかないかを問わない。） 革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革 の粉		
四一一五・二〇	革又はコンポジションレザーのくず（革製品の製造に適しないものに限る。）及び革 の粉		
第四二類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並び に腸の製品		
四二〇一・〇〇	動物用装着具（引き革、引き綱、ひざ当て、口輪、くら敷き、くら袋、犬用のコートそ の他これらに類する物品を含むものとし、材料を問わない。）		
四一・〇一	旅行用バッグ、断熱加工された飲食料用バッグ、化粧用バッグ、リュックサック、ハン ドバッグ、買物袋、財布、マップケース、シガレットケース、たばこ入れ、工具袋、ス ポーツバッグ、瓶用ケース、宝石入れ、おしろい入れ、刃物用ケースその他これらに類 する容器（革、コンポジションレザー、プラスチックシート、紡織用纖維、バルカナイ ズドファイバー若しくは板紙から製造し又は全部若しくは大部分をこれらの材料若しく		
一・〇六%	○・六%	一・二%	
B 7	B 7	B 7	X A

は紙で被覆したものに限る。) 及びトランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばん、眼鏡用ケース、双眼鏡用ケース、写真機用ケース、楽器用ケース、銃用ケース、けん銃用のホルスターその他これらに類する容器

トランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

四二〇一・一一

トランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

トランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

四二〇一・一二

トランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

四二〇一・一二

トランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

四二〇一・一二

トランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

トランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

四二〇一・一二

トランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

四二〇一・一九

トランク、スーツケース、携帶用化粧道具入れ、エグゼクティブケース、書類かばん、通学用かばんその他これらに類する容器

○ 八 二 %	三 六 八 %	六 四 %	一 二 八 %	八 %	一一 ・ 八 %
B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7

いかを問わない。)

四二〇一・一二

外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの
貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、
ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇
円を超えるもの

革製又はパテントレザー製のもの

その他のもの

その他のもの

革製又はパテントレザー製のもの

その他のもの

外面がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの

貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、
ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇
円を超えるもの

その他のもの

その他のもの

ポケット又はハンドバッグに通常入れて携帯する製品

四二〇一・三一

外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの
財布（貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、さ
んご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、

一一・二%	一一・八%	一一・八%	一一・八%	一一・八%	一一・八%
B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7
八 %	六・四 %	六・四 %	六・四 %	六・四 %	六・四 %
六・四 %					
B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7

									一二・八 %
四二〇一・三三									八 %
四二〇一・三九									
四二〇一・三九									
四二〇一・九一									
四二〇一・九二									
四二〇一・九九									
四二・〇三									
四二・〇三・一〇									
四二・〇三・一〇									
○〇〇円を超えるものに限る。)									
その他のもの									
外面がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの									
財布（貴金属、これを張り若しくはめつけした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したものうち、課税価格が一個につき六、〇〇〇円を超えるものに限る。）									
その他のもの									
その他のもの									
その他もの									
外面が革製、コンポジションレザー製又はパテントレザー製のもの									
外面がプラスチックシート製又は紡織用纖維製のもの									
その他もの									
木製のもの									
アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他									
の動物性の彫刻用又は細工用の材料製のもの									
その他もの									
衣類及び衣類附属品（革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）									
衣類									
毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつけした金属、貴石、半貴石、真珠、さんご、ぞうげ又はべつこうを使用したもの									
一六 %	○・九二 %	○・六八 %	○・五四 %	六・四 %	八 %	○・八二 %	一二・八 %	一二・八 %	八 %
B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7	B 7

四二〇三・一二一	手袋、ミトン及びミット	その他もの						一〇%
四二〇三・一九	特に運動用に製造したもの							
四二〇三・一九	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、きんじ、ぞうげ又はべつこうを使用したもの							
四二〇三・一九	その他のもの							
四二〇三・一九	毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、きんじ、ぞうげ又はべつこうを使用したもの							
四二〇三・一九	革製のもの							
四二〇三・一九	コンポジションレザー製のもの							
四二〇三・一九	その他のもの							
四二〇三・一九	ベルト及び負い革							
四二〇三・一九	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、きんじ、ぞうげ又はべつこうを使用したもの							
四二〇三・一九	その他のもの							
四二〇三・一九	その他の衣類附属品							
四二〇三・一九	毛皮をトリミングとして使用したもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴石、真珠、きんじ、ぞうげ又はべつこうを使用したもの							
四二〇三・一九	その他のもの							

一〇%	一六%	一六%	一六%	一四%	一六%	一〇%
B 7	B 7	X 7	B 7	X 7	B 7	B 7

四二〇四・〇〇	機械用その他の技術的用途に供する種類の革製品及びコンポジションレザー製品 ベルト、ベルチング、コーミングレザー及びインターチェンジブルレザー その他のもの	三・六六% 〇・六六%
四二〇五・〇〇	その他の革製品及びコンポジションレザー製品	
四二・〇六	腸、ゴールドビーダースキン、ぼうこう又は腱の製品	
第四三類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品	
四三・〇一	原毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片で毛皮業者の使用に適するものを含むものとし、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの原皮を除く。）	
四三・〇一	なめし又は仕上げた毛皮（頭部、尾部、足部その他の切片を含み、組み合わせてないもの及び他の材料を加えることなく組み合わせたものに限るものとし、第四三・〇三項のものを除く。）	
四三・〇三	衣類、衣類附属品その他の毛皮製品	
四三〇四・〇〇	人造毛皮及びその製品	
第四四類	木材及びその製品並びに木炭	
四四・〇一	のこぎり及び木くず（棒状、ブリケット状、ペレット状その他これらに類する形状に凝結させてあるかないかを問わない。）、薪材並びにチップ状又は小片状の木材	
四四〇一・〇〇 い。）	木炭（植物性の殻又はナットの炭を含むものとし、凝結させてあるかないかを問わな	
A A	A X X A	〇・六六% B 7 B 7 B 7 B 7

A

A

A

A A A

A

A A A A A A A A R R R A A

4 4 4

四四・一五	四四一六・〇〇	四四一七・〇〇	四四一八	四四一九・〇〇	四四二〇	四四二一
第四六類 四六・〇一	第四五類	コルク及びその製品	木製の工具並びに工具、ほうき又はブラシの木製のボデー、柄及び握り並びに靴の木型 木製建具及び建築用木工品（セルラーウッドパネル、組み合わせた寄せ木パネル及びこ けら板を含む。） 木製の食卓用品及び台所用品	寄せ木し又は象眼した木材、宝石用又は刃物用の木製の箱、ケースその他これらに類す る製品及び木製の小像その他の装飾品並びに第九四類に属しない木製の家具 その他の木製品		
わら、エスペルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物 さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないかを問わな い。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を平行につないだ 物品及び組物材料又はさなだその他これに類する組物材料の物品を織つた物品（シート 状のものに限るものとし、敷物、すだれその他の最終製品であるかないかを問わない。）						
	A	A A	A A	A A	A A	A

第四八類	第四七類	四六〇一・九九 四六・〇二	四六〇一・一〇 四六〇一・九一	敷物及びすぐれ（植物性材料製のものに限る。） いぐさ（ウンクス・エフスス）製又は七島い（キユペルス・テゲティフオルミ ス）製のもの その他のもの その他のもの 植物性材料製のもの むしろ、こも及びアンペラ さなだその他これに類する組物材料の物品（ストリップ状にしてあるかないか を問わない。） その他のもの いぐさ（ウンクス・エフスス）製又は七島い（キユペルス・テゲティフオル ミス）製のもの その他のもの その他のもの その他のもの かご細工物、枝条細工物その他の製品（組物材料から直接造形したもの及び第四六・〇 一項の物品から製造したものに限る。）及びへちま製品
				六% A A A A B 5 A A A B 5
				六%

					第四九類	
第五三類	第五二類	第五一類			印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案	
綿及び綿織物	羊毛、纖獸毛、粗獸毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物	綿のくず（繩糸に適しない繩、糸くず及び反毛した纖維を含む。） 繩糸（綱糸、 <small>ちゆう</small> 綱紡糸及び小売用にしたもの） 綱紡糸及び <small>ちゆう</small> 綱紡紬糸（小売用にしたもの） 綱糸、 <small>ちゆう</small> 綱紡糸及び <small>ちゆう</small> 綱紡紬糸（小売用にしたものに限る。）並びに天然でぐす 綿織物	その他もの 五〇・〇三 五〇〇一・〇〇 五〇〇二・〇〇 五〇・〇七	絹及び絹織物 繩（繩糸に適するものに限る。） 生糸（よつてないものに限る。） 野蚕のもの	第五〇類	
その他の植物性紡織用纖維及びその織物並びに紙糸及びその織物						
A	A	A	A A A A A X A X		A	

第六二類	第六一類	第六〇類	第五九類	第五八類	第五七類	第五六類	第五五類	第五四類
衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）	メリヤス編物及びクロセ編物	メリヤス編物及びクロセ編物	製品	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用纖維の織物類及び工業用の紡織用纖維	じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物	ウオツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品	人造纖維の短纖維及びその織物	人造纖維の長纖維及びその織物
A	A	A	A	A	A	A	A	A

第六三類	紡織用纖維のその他の製品、セツト、中古の衣類、紡織用纖維の中古の物品及びぼろ						
第六四類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品						
六四・〇一	防水性の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。）						
六四〇一・一〇	履物（保護用の金属製トーキヤップを有するものに限る。）						
	スキー靴						
	その他のもの						
	その他の履物						
六四〇一・九一	ひざを覆うもの						
六四〇一・九二	くるぶしを覆うもの（ひざを覆うものを除く。）						
	スキー靴						
	その他のもの						
六四〇一・九九	その他のもの						
六四・〇二	その他の履物（本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）						
	スポーツ用の履物						
スキーキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ							
X	B 7	B 7	X	B 7	B 7	X	A
	八 %	六 ・ 七 %		六 ・ 七 %	六 ・ 七 %		

六四〇一・一九	スノーボードブーツ その他のもの
六四〇一・二〇	履物（甲の部分のストラップ又はひもを本底にプラグ止めしたものに限る。） その他の履物（保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。）
六四〇一・三〇	その他の履物
六四〇一・九一	くるぶしを覆うもの
六四〇一・九九	その他のもの
六四・〇三	短靴 その他のもの
六四〇三・一二	履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が革製のものに限る。） スポーツ用の履物
六四〇三・一九	スキー靴（クロスカントリー用のものを含む。）及びスノーボードブーツ
六四〇三・二〇	その他のもの
六四〇三・三〇	履物（本底が革製で、革製のストラップが足の甲及び親指の回りにかかるものに限る。） 室内用履物 その他のもの
履物（ベース又はプラットホームが木製のものに限るものとし、中敷き又は保護用の金属製トーキャップを有するものを除く。）	

二 一 ・ 六 %	二 一 四 %	X X	X B 7	B 7	B 7	B 7	B 7
B 10	B 10						

本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）

その他のもの

スリッパ

その他のもの

その他の履物（保護用の金属製トーキヤップを有するものに限る。）

本底がゴム製、革製又はコンポジションレザー製のもの

その他のもの

その他の履物（本底が革製のものに限る。）

くるぶしを覆うもの

室内用履物

その他のもの

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

その他のもの

スリッパその他の室内用履物

スリッパ

その他のもの

その他のもの

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

六四〇三・五九

六四〇三・五一

六四〇三・四〇

一一 四 %		一一 六 %		一四 %		二一 四 %		二一 六 %	
X	B	X	B	X	B	B	B	X	B
	10		10		10	10	10		10

六四〇三・九一

その他のもの

くるぶしを覆うもの

本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（室内用履物を除く。）

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

六四〇三・九九

その他のもの

本底がゴム製又はコンポジションレザー製のもの（スリッパその他の室内用履物を除く。）

体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

スリッパ及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物

その他のもの

六四・〇四

履物（本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製で、甲が紡織用繊維製のものに限る。）

履物（本底がゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

一一・六%
B 10

六四〇四・一一

六四〇四・一九

スポーツ用の履物及びテニスシューズ、バスケットシューズ、体操シューズ、トレーニングシューズその他これらに類する履物
その他のもの

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）

その他のもの

履物（本底が革製又はコンポジションレザー製のものに限る。）

地下たび及びキャンバスシューズ

その他のもの

六四〇四・一一〇

甲に毛皮を使用したもの

甲の一部に革を使用したもの（スリッパを除く。）

甲に毛皮を使用したものの
甲に革を使用したもの（スリッパを除く。）

その他のもの

本底が革製のもの（甲に毛皮を使用したものを除く。）

キャンバスシューズ

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物及び体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

一七・三%	一四%	八%	六・七%	一四%	八%
X B 10	X B 10	B 7	B 7	X B 10	B 7

六四〇五・一〇	六四・〇五	その他のもの	甲の一部に革を使用したもの（スポート用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）
六四〇五・二〇	六四〇五・一〇	その他の履物	甲が革製又はコンポジションレザー製のもの
六四〇五・九〇	六四〇五・二〇	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	本底が革製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）
六四〇五・二〇	六四〇五・九〇	甲の一部に革を使用したもの（スポート用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	甲の一部に革を使用したものの（スポート用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）
六四〇五・九〇	六四〇五・九〇	その他のもの	その他のもの
甲が紡織用纖維製のもの	甲が紺織用纖維製のもの	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）	本底がゴム製、プラスチック製又はコンポジションレザー製のもの（甲がコンポジションレザー製のものに限る。）
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの
本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの	本底がゴム製、プラスチック製、革製又はコンポジションレザー製のもの	甲に毛皮を使用したもの	甲に毛皮を使用したもの
甲の一部に革を使用したものの（スポート用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	甲の一部に革を使用したものの（スポート用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）	その他のもの	その他のもの

二四%		八%		一四%		六・七%		二四%	
X	B 10	A	A	B 7	X	B 10	B 7	X	B 10

その他のもの

本底が革製のもの

甲の一部に革を使用したもの（スポーツ用の履物、体操用、競技用その他これらに類する用途に供する履物及びスリッパを除く。）

その他のもの

その他のもの

六四〇・六

履物の部分品（甲を含むものとし、本底以外の底に取り付けてあるかないかを問わない。）及び取り外し可能な中敷き、ヒールクッションその他これらに類する物品並びに

ゲートル、レギンスその他これらに類する物品及びこれらの部分品

甲及びその部分品（しんを除く。）

革製のもの及び毛皮を使用したもの

その他のもの

六四〇六・二〇

本底及びかかと（ゴム製又はプラスチック製のものに限る。）

その他のもの

木製のもの

毛皮を使用したもの

その他のもの

六四〇六・九一

革製のもの及び毛皮を使用したもの

	三 四 %	三 四 %	三 四 %	三 四 %	八 %	二四 %
X	B 7	X	B 7	B 7	X	B 10

								その他もの
第六八類	第六七類 六七〇一・〇〇 六七・〇一 六七〇一・一〇 六七〇二・九〇 六七〇三・〇〇 六七・〇四	第六六類 六七〇一・〇〇 六七・〇一 六七〇一・一〇 六七〇二・九〇 人髪（仕上げをし、梳 ^す き、漂白し又はその他の加工をしたものに限る。）及び羊毛、獸毛その他の紡織用纖維（かつらその他これに類する物品の製造用に調整したものに限る。）かつら、付けひげ、付け眉毛 ^{まゆ} 、付けまつげ、かもじその他これらに類する物品（人髪製、獸毛製又は紡織用纖維製のものに限る。）及び人髪製品（他の項に該当するものを除く。）	第六五類 帽子及びその部分品					
		○・七八%	一・三三%					三・四%
A	A A	B B 10 10	A		A A		B B 7	

七〇・一

する種類のものに限る。）、保存用ジャー及び栓、ふたその他これらに類する物品ガラス製のバルブ、チューブその他これらに類する物品で封じてないもの及びこれらの部分品（電灯、陰極線管その他これらに類する物品に使用するもので取付具有しないものに限る。）

七〇一二・〇〇

魔法瓶その他の真空容器用のガラス製の瓶

七〇・一三

ガラス製品（食卓用、台所用、化粧用、事務用、室内装飾用その他これらに類する用途に供する種類のものに限るものとし、第七〇・一〇項又は第七〇・一八項のものを除く。）

七〇一四・〇〇

ガラス製の信号用品及び光学用品（第七〇・一五項のもの及び光学的に研磨したもの を除く。）

七〇・一五

時計用ガラスその他これに類するガラス及び眼鏡用（視力矯正用であるかないかを問わない。）のガラス（曲面のもの、曲げたもの、中空のものその他これらに類する形状のものに限るものとし、光学的に研磨したものを除く。）並びにこれらの製造に使用する中空の球面ガラス及びそのセグメント

七〇・一六

ガラス製の舗装用ブロック、スラブ、れんが、タイルその他の建築又は建設に使用する種類の製品（プレスし又は成型したものに限るものとし、金属の線又は網を入れてあるかないかを問わない。）、ガラス製のキュー、その他細貨（モザイク用その他これに類する装飾用のものに限るものとし、裏張りしてあるかないかを問わない。）、ステンドグラスその他これに類するガラス及びブロック、パネル、板、殻その他これらに類する形狀の多泡ガラス

A

A

A

A

A A

A

七〇・一七	理化学用又は衛生用のガラス製品（目盛りを付してあるかないかを問わない。）
七〇・一八	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨及びこれらの製品（身辺用模造細貨類を除く。）、ガラス製の眼（人体用のものを除く。）、ランプ加工をしたガラス製の小像その他の装飾品（身辺用模造細貨類を除く。）並びにガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
七〇・一八・一〇	ガラス製のビーズ、模造真珠、模造貴石、模造半貴石その他これらに類する細貨
七〇・一八・二〇	ガラス製のマイクロスフィア（直径が一ミリメートル以下のものに限る。）
七〇・一八・九〇	その他もの
七〇・一九	貴金属又はこれをめつきした金属を使用したもの その他もの
七〇一〇・〇〇	ガラス纖維（グラスウールを含む。）及びその製品（例えば、ガラス纖維の糸及び織物） その他のガラス製品
第七一類	天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺用模造細貨類並びに貨幣
七一・〇一	天然又は養殖の真珠（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通し又は取り付けたものを除く。ただし、天然又は養殖の真珠を輸送のために一時的に糸に通したものも含む。） ダイヤモンド（加工してあるかないかを問わないものとし、取り付けたものを除く。）
七一・〇二	
	六・六% 八%
A A	A A A B ₇ A B ₇ A

七一・〇三	貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたもの及びダイヤモンドを除く。ただし、格付けしてない貴石（ダイヤモンドを除く。）又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものと含む。）
七一・〇四	合成又は再生の貴石及び半貴石（加工してあるかないか又は格付けしてあるかないかを問わないものとし、糸通しし又は取り付けたものを除く。ただし、格付けしてない合成又は再生の貴石又は半貴石を輸送のために一時的に糸に通したものと含む。）
七一・〇五	天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉
七一・〇六	銀（金又は白金をめつきした銀を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
七一・〇七・〇〇	銀を張った卑金属（一次製品を含むものとし、更に加工したものと含む。）
七一・〇八	金（白金をめつきした金を含むものとし、加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
七一・〇九・〇〇	金を張った卑金属及び銀（一次製品を含むものとし、更に加工したものと含む。）
七一・一〇	白金（加工してないもの、一次製品及び粉状のものに限る。）
七一・一一・〇〇	白金を張った卑金属、銀及び金（一次製品を含むものとし、更に加工したものと含む。）
七一・一二	金属のくず（貴金属又は貴金属を張ったものに限る。）及び主として貴金属の回収に使用する種類のその他のくず（貴金属又はその化合物を含有するものに限る。）
七一・一三	身辺用細貨類及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）貴金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないか又は張つてあるかないかを問わな

A A A A A A A A A

七 一 一 三 ・ 一 〇	七 一 一 三 ・ 一 九	七 一 一 三 ・ 一 〇	七 一 一 三 ・ 一 四	七 一 一 三 ・ 一 五	七 一 一 三 ・ 一 六	七 一 一 三 ・ 一 七	七 一 一 七 ・ 一 一	七 一 一 七 ・ 一 九	七 一 一 七 ・ 一 九 〇
貴金属を張った卑金属製のもの									
細工品及びその部分品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）									
その他の製品（貴金属製又は貴金属を張った金属製のものに限る。）									
天然若しくは養殖の真珠又は天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石の製品									
身辺用模造細貨類									
卑金属製のもの（貴金属をめつきしてあるかないかを問わない。）									
カフスボタン及び飾りボタン									
その他のもの									
その他もの									
木とガラス、骨とこはく、真珠光沢を有する貝殻とプラスチックその他二種類以上 の材料（首飾り用ひもその他組立て用のみに使用する材料を除く。）で構成さ れるもの（貴金属をめつきしたものを除く。）									

一 % B 10	○ · 七 四 % B 10	A A A B 10	二 · 一 六 % B 10	二 · 〇 八 % B 10
-------------------	----------------------------------	------------------------	----------------------------------	----------------------------------

	七一・一八	その他もの
第七二類		
七二・〇一	鉄鋼 銑鉄及びスペーグル（なまこ形、ブロツクその他の一形状のものに限る。）	
七一・〇一	フェロアロイ フェロマンガン	
七二〇一・一	炭素の含有量が全重量の二%を超えるもの	
七二〇一・一九	その他のもの	
七二〇一・二	フェロシリコン	
七二〇一・二九	けい素の含有量が全重量の五五%を超えるもの	
七二〇一・三〇	その他のもの	
七二〇一・四一	フェロシリコマンガン	
七二〇一・四九	フェロクロム	
七二〇一・六〇	炭素の含有量が全重量の四%を超えるもの	
七二〇一・七〇	その他のも	
七二〇一・八〇	フェロシリコクロム フェロニッケル フェロモリブデン	
フェロタンクスステン及びフェロシリコタンクスステン		
三 ・ 三 %		
A A B 7	A A A A A A A A A	A A

七二〇一・九一	その他もの
七二〇一・九二	フェロチタン及びフェロシリコチタン
七二〇一・九三	フェロバナジウム
七二〇一・九九	フェロニオブ
七二・〇三	その他もの
七二・〇四	鉄鉱石を直接還元して得た鉄鋼その他の海綿状の鉄鋼及び重量比による純度が九九・九四%以上の鉄（ランプ、ペレットその他これらに類する形状のものに限る。）
七二・〇五	鉄鋼のくず及び鉄鋼の再溶解用のインゴット
七二・〇六	鉄、スピーゲル又は鉄鋼の粒及び粉
七二・〇七	鉄又は非合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの（第七二・〇三項の鉄を除く。）
七二・〇八	鉄又は非合金鋼の半製品
七二・〇九	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（熱間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）
七二・一〇	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（冷間圧延をしたもので幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）
七二・一一	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限るものとし、クラッドし、めつきし又は被覆したものを除く。）
七二・一二	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（クラッドし、めつきし又は被覆したもので、幅

A A A A A A A A A A A A

七二・二九	七二・一三	が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。)
七二・一四	七二・一四	鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に卷いたものに限る。）
七二・一五	七二・一五	鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押し出しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじったものを含む。）
七二・一六	七二・一六	鉄又は非合金鋼のその他の棒
七二・一七	七二・一七	鉄又は非合金鋼の形鋼
七二・一八	七二・一八	鉄又は非合金鋼の線
七二・一九	七二・一九	ステンレス鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品
七二・二〇	七二・二〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）
七二・二一・〇〇	七二・二一・〇〇	ステンレス鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）
七二・二一・三一	七二・二一・三一	ステンレス鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に卷いたものに限る。）
七二・二三・〇〇	七二・二三・〇〇	ステンレス鋼のその他の棒及び形鋼
七二・二四	七二・二四	ステンレス鋼の線
七二・二五	七二・二五	その他の合金鋼のインゴットその他の一次形状のもの及び半製品
七二・二六	七二・二六	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル以上のものに限る。）
七二・二七	七二・二七	その他の合金鋼のフラットロール製品（幅が六〇〇ミリメートル未満のものに限る。）
七二・二八	七二・二八	その他の合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に卷いたものに限る。）
リル棒		その他の合金鋼のその他の棒、その他の合金鋼の形鋼及び合金鋼又は非合金鋼の中空ド
その他の合金鋼の線		

A A A A A A A A A A A A A A A A

第七三類	第七四類	
鉄鋼製品	銅及びその製品 銅のマット及びセメントカツバー（沈殿銅） 粗銅及び電解精製用陽極銅 精製銅又は銅合金の塊 精製銅 陰極銅及びその切断片	七四〇二・〇〇 七四・〇三 七四〇三・一一
	課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの	
税率 は、 より高いとき 当該従価 従価	一キログラム につき、課税 価格と五〇〇 円との差額に ○・六を乗じ て得た額（そ の率が一・八 %の従価税率	B 10
	A A	A

七四〇三・一二

ワイヤバー

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの
課税価格が一キログラムにつき五〇〇円以下のもの

七四〇三・一三
七四〇三・一九

課税価格が一キログラムにつき五〇〇円を超えるもの

ビレット

その他のもの

銅合金

銅・亜鉛合金（黄銅）

銅・すず合金（青銅）

銅・ニッケル合金（白銅）及び銅・ニッケル・亜鉛合金（洋白）

一キログラム
につき、課税
価格と五〇〇
円との差額に
○・六を乗じ
て得た額（そ
の率が一・八
%の従価税率
より高いとき
は、当該従価
税率）

B
A
3

A A A A A A

七四〇三・二九

その他の銅合金（第七四・〇五項のマスター・アロイを除く。）

七四〇四・〇〇

銅のくず

七四〇五・〇〇

銅のマスター・アロイ

七四・〇六

銅の粉及びフレーク

七四・〇七

銅の棒及び形材

七四・〇八

銅の線

七四・〇九

銅の板、シート及びストリップ（厚さが〇・一五ミリメートルを超えるものに限る。）

七四・一〇

銅のはく（厚さ（補強材の厚さを除く。）が〇・一五ミリメートル以下のものに限るものとし、印刷してあるかないか又は紙、板紙、プラスチックその他これらに類する補強材により裏張りしてあるかないかを問わない。）

銅製の管

銅製の管用継手（例えは、カッティング、エルボー及びスリーブ）

七四一三・〇〇

銅製のより線、ケーブル、組ひもその他これらに類する製品（電気絶縁をしたものと除外する。）

ワイヤクロス（ワイヤエンドレスバンドを含む。）、ワイヤグリル及び網（銅の線から製造したものに限る。）並びに銅製のエキスピンドルメタル

銅製のくぎ、びょう、画びょう、またくぎ（第八三・〇五項のものを除く。）その他これらに類する製品（銅製の頭部を有する鉄鋼製のものを含む。）及び銅製のねじ、ボルト、ナット、スクリューフック、リベット、コツター、コツターピン、座金（ばね座金を含む。）その他これらに類する製品

A

A

A

A

A

A

A

A

A

A

		七四一六・〇〇 七四一七・〇〇 七四一八	七四一九	銅製のばね 銅製の加熱器具（調理用その他家庭用に供する種類のものに限るものとし、電気式のものを除く。）及びその部分品（銅製のものに限る。） 食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品（銅製のものに限る。）、銅製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品並びに衛生用品及びその部分品（銅製のものに限る。） その他の銅製品
第七五類	七五・〇一 七五〇一・一〇 七五〇一・二〇	ニッケル及びその製品 ニッケルのマット、焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製鍊の中間生産物 ニッケルのマット 焼結した酸化ニッケルその他ニッケル製鍊の中間生産物 焼結した酸化ニッケル（ニッケルの含有量が全重量の八八%以上のものに限る。）		
量税率（ きは、当該従 業率より高いと きは、当該従 業率）	七・〇二% (その率が一 キログラムに つき二六円四 〇銭の従量税	B 5	A A	A A

第七六類	七五〇一・二〇	ニッケルの塊
	七五〇一・一〇	ニッケル（合金を除く。）
アルミニウム及びその製品	ニッケルの塊 ニッケルのくず ニッケルの粉及びフレーク ニッケルの棒、形材及び線 ニッケルの板、シート、ストリップ及びはく ニッケル製の管及び管用継手（例えば、カツプリング、エルボー及びスリーブ） その他のニッケル製品	その他のもの 七・〇二% （その率が一キログラムにつき二六円四〇銭の従量税率より高いときは、当該従量税率）
A	A A A A A A A	B 3 A

第七八類 鉛及びその製品

七八〇一・一〇
七八〇一・一〇

鉛の塊
精製鉛

課税価格が一キログラムにつき一七二円以下のもの

課税価格が一キログラムにつき一七二円を超えるもの

一キログラム
につき五四銭

B 3

につき、課税
価格と一八〇
円との差額に
○・二を乗じ
て得た額（そ
の率が一キロ
グラムにつき
五四銭の従量
税率より高い
ときは、当該
従量税率）

A A

七八〇一・九一

課税価格が一キログラムにつき一八〇円を超えるもの
その他のもの

含有する鉛以外の元素のうち重量においてアンチモンが主なもの

七八〇一・九九	その他もの					
七八〇二・〇〇	鉛のくず					
七八〇三・〇〇	鉛の棒、形材及び線					
七八・〇四	鉛の板、シート、ストリップ、はく、粉及びフレーク					
七八〇五・〇〇	鉛製の管及び管用継手（例えば、カツプリング、エルボー及びスリーブ）					
七八〇六・〇〇	その他の鉛製品					
第七九類						
七九・〇一	亜鉛及びその製品					
七九〇一・一一	亜鉛の塊					
七九〇一・一二	亜鉛（合金を除く。）					
七九〇一・一二〇	亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%以上の中の 亜鉛の含有量が全重量の九九・九九%未満のもの 亜鉛合金					
アルミニウムの含有量が全重量の三%を超えるもの						
その他のもの						
亜鉛の含有量が全重量の九五%以上のもの						
八錢	一キログラムにつき一円六	一キログラムにつき一円七	一キログラムにつき一円七	A A	A A A A A A	
B 3		B 3				

							その他のもの
七九〇二・〇〇	亜鉛のくず						
七九・〇三	亜鉛のダスト、粉及びフレーク						
七九〇四・〇〇	亜鉛の棒、形材及び線						
七九〇五・〇〇	亜鉛の板、シート、ストリップ及びはく						
七九〇六・〇〇	亜鉛製の管及び管用継手（例えば、カツプリング、エルボー及びスリーブ）						
七九〇七・〇〇	その他の亜鉛製品						
第八五類	第八〇類	第八一類	第八二類	第八三類	第八四類	第八五類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
A	A	A	A	A	A	A	A A A A A A A

九一・〇三	九一・〇一	九一・〇一	第九一類	第八九類	第八八類	第八七類
時計及びその部分品 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、ケースに貴金属又は貴金属を張った金属を使用したものに限る。） 腕時計、懐中時計その他の携帯用時計（ストップウォッチを含むものとし、第九一・〇一項のものを除く。） 時計（ウォッチムーブメントを有するものに限るものとし、携帯用時計及び第九一・〇四項の時計を除く。）	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品	船舶及び浮き構造物	航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）	第八六類
A A A	A	A	A	A	A	A

九一〇四・〇〇	計器盤用時計その他これに類する時計（車両用、航空機用、宇宙飛行体用又は船舶用のものに限る。）
九一・〇五	その他の時計（携帯用時計を除く。）
九一・〇六	時刻の記録用又は時間の測定用、記録用若しくは表示用の機器（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。例えば、タイムレジスター及びタイムレコーダー）
九一〇七・〇〇	タイムスイッチ（時計用ムーブメント又は同期電動機を有するものに限る。）
九一・〇八	ウオッチムーブメント（完成品に限る。）
九一・〇九	その他の時計用ムーブメント（完成品に限る。）
九一・一〇	時計用ムーブメントで、単に組み立てることにより完成品となるもの及びこれを一部組み立てたもの（ムーブメントセット）、未完成の時計用ムーブメントで組み立てたもの並びに時計用ラフムーブメント
九一・一一	携帶用時計のケース及びその部分品
九一・一二	時計（携帶用時計を除く。）のケース及びこれに類するケースでこの類のその他の物品に使用するもの並びにこれらの部分品
九一・一三	携帶用時計のバンド及びブレスレット並びにこれらの部分品
九一・一三・一〇	貴金属製又は貴金属を張った金属製のもの
九一・一三・一二	卑金属製のもの（金又は銀をめつきしてあるかないかを問わない。）
九一・一三・九〇	その他のもの
革製又はコンポジションレザー製のもの	
毛皮付きのもの及び貴金属、これを張り若しくはめつきした金属、貴石、半貴	

A A A A A A A A

							一六 〇% 一%		
A	A	A	A	A	A	B 7	B 7		
九三・〇五	九三・〇五	九三・〇五	九三・〇五	九三・〇五	九一・一四	その他の時計の部分品	石、真珠、きんじ、ぞうげ又はべつこうを使用したもの その他のもの その他のもの 二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を考慮しない。）から成るもの その他のもの		
けん銃のもの	第九三・〇一	第九三・〇一	第九三・〇一	第九三・〇一	第九二類	楽器並びにその部分品及び附属品	第九三類		
第九三・〇三	第九三・〇三	第九三・〇三	第九三・〇三	第九三・〇三	武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品 軍用の武器（けん銃及び第九三・〇七項の武器を除く。） けん銃（第九三・〇三項又は第九三・〇四項のものを除く。） その他の火器及びこれに類する器具で発射火薬により作動するもの（例えば、スポーツ用の散弾銃及びライフル、口装の火器、ベリー氏式けん銃その他の信号せん光筒発射用に設計した器具、空包用けん銃、ボルト式無痛と殺銃並びに索発射銃 その他の武器（例えば、スプリング銃、空気銃、ガス銃及びこん棒。第九三・〇七項の物品を除く。） 第九三・〇一項から第九三・〇四項までの物品の部分品及び附属品	九三・〇四・〇〇	九三・〇四・〇〇	九三・〇四・〇〇	九三・〇四・〇〇
けん銃のもの	九三・〇五	九三・〇五	九三・〇五	九三・〇五					

九三〇五・二一 九三〇五・二九	第九三・〇一項の軍用の武器のもの その他のもの	第九三・〇七・〇〇	刀、剣、やりその他これらに類する武器並びにこれらの部分品及びさや	爆弾、手りゅう弾、魚雷、機雷、ミサイルその他これらに類する物品及びこれらの部分品並びに弾薬筒その他の銃砲弾及び発射体並びにこれらの部分品（散弾及びカートリッジワッズを含む。）	革製又はコンポジションレザーメイドのもの その他のもの	第九三・〇五・九一 九三〇五・九九	第九三・〇五の散弾銃又はライフルのもの その他のもの
九四・〇一 九四〇一・一〇	第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建物 腰掛け（寝台として兼用することができるものであるかないかを問わないものとし、第 九四・〇二項のものを除く。）及びその部分品 航空機に使用する種類の腰掛け				四・九二一%		
A			A A	A B 10	A	A A	

九四〇・一	九四〇・二	九四〇・三	九四〇・四	九四〇・五	九四〇・六	九四〇・七	九四〇・八	九四〇・九	九四〇・一・一〇
自動車に使用する種類の腰掛け	回転腰掛け（高さを調節することができるものに限る。）	腰掛け（寝台として兼用することができるものに限るものとし、庭園用又はキャンプ装具用のものを除く。）	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	その他の腰掛け（木製フレームのものに限る。）	とう、オージア、竹その他これらに類する材料製の腰掛け	その他の腰掛け（金属製フレームのものに限る。）	アップホルスターのもの	その他のもの	自動車に使用する種類の腰掛け
革製のもの									
部分品									
その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他のもの	その他の腰掛け	その他の腰掛け	その他の腰掛け	その他の腰掛け	その他の腰掛け	その他の腰掛け
医療用又は獣医用の備付品（例えば、手術台、検査台、病院用機構付きベッド及び歯科用いす）及び理髪用いすその他これに類するいすで回転し、傾斜し、かつ、上下するための機構を有するもの並びにこれらの部分品									

三・八
%

A	A	A	B	7	A	A	A	A	A	A	A
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

九四〇三	その他家具及びその部分品			
九四〇四	寝具その他これに類する物品（例えば、マットレス、布団、羽根布団、クッション、プローフ及びまくら。スプリング付きのもの、何らかの材料を詰物とし又は内部に入れたもの及びセルラーラバー製又は多泡性プラスチック製のものに限るものとし、被覆してあるかないかを問わない。）及びマットレスサポート			
九四〇五	ランプその他の照明器具及びその部分品（サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く。）並びに光源を据え付けたイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品（他の項に該当するものを除く。）			
九四〇六	プレハブ建築物			
第九六類	第九五類	第九六類	第九五類	第九六類
九六〇一	雑品 アイボリー、骨、かめの甲、角、枝角、さんご、真珠光沢を有する貝殻その他の動物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限るものとし、成形により得た製品を含む。）	九六〇一	がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品	九六〇一
九六〇二	植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加工したものに限る。）及び製品（これらの材料から製造したものに限る。）、成形品、彫刻品及び細工品（ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。）、他の	九六〇二		
A	A	A	A	A

九六・〇三	ゼラチンの製品	項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン（加工したものに限るものとし、第三五・〇三項のゼラチンを除く。）及び硬化させてないゼラチンの製品
九六〇四・〇〇	手ふるい	ほうき、ブラシ（機械類又は車両の部分品として使用するブラシを含む。）、動力駆動式でない手動床掃除機、モップ及び羽毛ダスター、ほうき又はブラシの製造用に結束し又は房状にした物品、ペイントパッド、ペイントローラー並びにスクイージー（ローラースクイージーを除く。）
九六〇五・〇〇	トラベルセット（化粧用、洗面用、裁縫用又は靴若しくは衣服の清浄用のものに限る。）	ボタン、プレスファスナー、スナップファスナー及びプレスマッシュド並びにこれらの部分品（ボタンモールドを含む。）並びにボタンのブランク
九六・〇六	スライドファスナー及びその部分品	スライドファスナー及びその部分品
九六・〇七	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆	ボールペン、フェルトペンその他の浸透性のペン先を有するペン及びマーカー、万年筆
九六・〇八	その他のペン、鉛筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）	その他のペン、鉛筆、シャープペンシル並びにペン軸、ペンシルホルダーその他これらに類するホルダー並びにこれらの部分品（キャップ及びクリップを含むものとし、第九六・〇九項の物品を除く。）
九六・〇九	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、ペースタル、图画用木炭、テーラースチヨーク及び筆記用又は图画用のチヨーク	鉛筆（第九六・〇八項のシャープペンシルを除く。）、クレヨン、鉛筆のしん、ペースタル、图画用木炭、テーラースチヨーク及び筆記用又は图画用のチヨーク
九六一〇・〇〇	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は图画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）	石盤、黒板その他これらに類する板（筆記用又は图画用のものに限るものとし、枠を有するか有しないかを問わない。）

五・二八%

A	A	A	A	A	B 7	A	A	A
---	---	---	---	---	--------	---	---	---

九六一・一〇〇	九六・一二	九六・一三	九六・一四	九六・一五	九六・一六	九六一七・〇〇	九六一八・〇〇
日付印、封かん用の印、ナンバリングスタンプその他これらに類する物品（ラベルに印捺又は型押しをする器具を含むものとし、手動式のものに限る。）並びに手動式コンポジションステイック及びこれを有する手動式印刷用セット	タイプライターリボンその他これに類するリボン（インキを付けたもの及びその他の方法により印字することができる状態にしたものに限るものとし、スプールに巻いてあるかないか又はカートリッジに入れてあるかないかを問わない。）及びインキパッド（インキを付けてあるかないか又は箱に入れてあるかないかを問わない。）	たばこ用ライターその他のライター（機械式であるかないか又は電気式であるかないかを問わない。）及びその部分品（着火石及びしんを除く。）	喫煙用パイプ（パイプボールを含む。）、シガーホルダー及びシガレットホルダー並びにこれらの部分品	くし、ヘアスライドその他これらに類する物品並びにヘアピン、カールピン、カールグリップ、ヘアカーラーその他これらに類する物品（第八五・一六項の物品を除く。）及びこれらの部分品	香水用噴霧器その他これに類する化粧用噴霧器及びこれらの頭部並びに化粧用のパフ及びパッド	魔法瓶その他の真空容器（ケース入りのものに限る。）及びその部分品（ガラス製の内部容器を除く。）	マネキン人形その他これに類する物品及び自動人形その他ショーウィンドー用の展示用品で作動するもの

A A A A A A A A

第九七類

美術品、収集品及び二つとう

(インドネシアの表は省略)

A